

今春、余呉小中学校に通うお子さんの保護者の皆様へ

学校ガイドブック

(新入学スタートガイド2024)

鏡岡学園



スキー教室

長浜市立余呉小中学校

ガイドブック目次

I	はじめに	1
II	学校の概要	
1	余呉小中学校について	2
2	校区の概要	3
3	学校教育目標、基本方針	4
4	学校のシンボル・アイデンティティ	5
5	施設概要	6
III	学習について	
1	学校児童生徒数、学級数	8
2	指導体制について	8
3	授業について	10
4	特別活動について	16
5	学校行事について	20
6	特別支援教育について	23
7	人権教育について	24
IV	学校生活について	
1	生活のきまり	25
2	通学について	27
3	緊急時における非常措置	28
4	メール配信システムについて	33
5	個人情報の取り扱いについて	35
V	保健室より	
1	基本的な生活習慣について	36
2	保健室から	36
3	医療費について	37
4	教育相談について	38
VI	事務室より	
1	定期集金、諸経費について	39
2	就学援助制度について	41
3	各種証明書について	43
4	学校施設使用について	43
VII	連絡・お知らせ	
1	学校に連絡する	44
2	学校に相談する	44
3	学校の情報	45
4	新入生の保護者の方へ	46
5	P T Aについて	48
6	コミュニティ・スクールについて	49
7	連絡先一覧表	49
VIII	資料	
1	P T A 規約	50
2	各種証明書様式	53
3	保護者あて文書	55
4	こんな時Q&A	59

I はじめに

ご入学、ご進級おめでとうございます。

子どもたちの健やかな成長を願う余呉地域・保護者の皆様の熱い想いと温かいご支援、ご理解・ご協力のもと、長浜市立余呉小中学校は県下初の施設一体型小中一貫教育校（義務教育学校）として、平成30年4月より開校しました。

義務教育学校は、従来の小学校と中学校という枠組みを外して、発達段階に応じた柔軟な指導を行うことができる新しい学校の形です。義務教育9年間を見通した教育課程の工夫で子どもたちの確かな学力の定着を図り、異学年交流や地域との多様な交流で、豊かな人間性と社会性を育てます。また、すべての教職員が卒業時の子どもの姿を思い描き、9年間の子どもの教育に責任をもって取り組みます。



この新しく生まれた余呉小中学校ですべての子どもたちが充実した学校生活を過ごされ、大きく成長されることを心より願っております。

新入学を迎えるお子さんをはじめ余呉小中学校に通うすべてのお子さん、並びに保護者の皆様がとまどうことなく4月を迎えられますよう、このたび知っておいていただきたい内容を本ガイドにとりまとめました。

ご一読のうえ、ご家庭におかれましても、お子さんの入学・進級に向けたご準備・お心づもりの程、よろしくお願いいたします。

余呉小中学校の開校以来、保護者の皆様をはじめ、環境ボランティア部、図書ボランティア、学校運営協議会、後援会、同窓会、地域づくり協議会、連合自治会、日赤奉仕団、余呉福祉の会、老人会等々大変多くの皆様には温かいご厚意と多大な支援をいただいております。心より厚く御礼申し上げます。

学校は、保護者・地域の皆様が積極的に関わり、ともに子どもたちのために最高の教育環境をめざしていくことが重要であると考えます。地域の学校として、地域とともにある学校を創りましょう。



今後とも、本校の教育活動にご理解とご協力の程、どうぞよろしくお願いいたします。

令和6年1月

長浜市立余呉小中学校 校長 中北 隆尚

II 学校の概要

1 余呉小中学校について

- ◆余呉小中学校は、余呉小学校と鏡岡中学校がいっしょになって開校した、義務教育学校です。滋賀県初の施設一体型小中一貫教育校となります。
- ◆校名は滋賀県長浜市立余呉小中学校といます。国の学習指導要領に基づき、基本的に他の長浜市立学校と同様の内容を学習します。
- ◆1年生から9年生までの子どもたちが、同じ校舎でともに学校生活を過ごす中で、学校教育目標「余呉に学び 大きな心で 未来を生きぬく」子どもを育成します。
- ◆本校では「小学〇年生」「中学〇年生」ではなく、「学園〇年生」と呼びます。
(従来の中学3年生は、9年生といます。) 小学校と中学校という壁を取り払い、義務教育9年間を貫いた教育をするからです。その意識を高めるために、正式な校名以外に愛称をつくりました。愛称は「鏡岡学園」です。
- ◆全教職員が「学校教育目標」及び「めざす子ども像」を共通認識し、義務教育の9年間を一貫して、「学び方の習得と確かな学力の定着」、「体力の向上と健全な心身の育成」、「地域貢献・社会貢献」に取り組みます。
- ◆義務教育の「おへそ」といわれる、5～7年生(小5、小6、中1)の3年間をたばね、発達・発育状況に応じて、9年間を「4-3-2」の3つのステージに分け、きめ細やかに指導します。
- ◆各ステージの最高学年である4年生、7年生、9年生を中心に、様々な形の異学年の交流を通して、優しく、他人を思いやるリーダーを育成します。
- ◆前期課程(従来の小学校課程です。中学校課程は後期課程となります。)最終学年である6年生では修学旅行を実施します。
7年生では、後期課程進級式を行います。
- ◆子どもを育むのは学校だけではありません。絆と愛情を基本とする家庭、さらに広く包む地域社会の支えなしに、子どもは大きく成長しません。社会の宝であり、私たちの未来を託す子どもたちを温かく見守り、ほめ、時に叱り、ともに育ててくださいませよう、よろしく願いします。

2 校区の概要



- ◆余呉小中学校は豊かな自然に恵まれた風光明媚な地域にあります。
- ◆余呉湖は『鏡湖』として有名で、『日本のウユニ』といわれています。また日本最古の「羽衣伝説」があります。
- ◆学校の周辺は有名な「賤ヶ岳の合戦」の戦場でした。柴田勝家3万の軍勢と羽柴秀吉5万の軍勢が1ヵ月もの間にらみ合っていました。

3 学校教育目標、基本方針

学校教育目標

**余呉に学び 大きな心で 未来を生きぬく
～ しなやかに そして たくましく ～**

めざす子ども像

- 目標をもち 学び続ける子
- 礼儀正しく 思いやりのある子
- ふるさとを愛し みんなのために行動する子
- すこやかな身体をつくり 進んで運動する子

基本方針

～豊かな「つながり」～

「つなぎのバトンタッチで ふるさとに誇りをもち 心豊かで
たくましく学び続ける子を育てる小中一貫教育の推進」

■ 「学び」をつなぐ

義務教育9年間を連続した期間ととらえ、一貫性・継続性を大切にした教育課程を編成し、学力の向上をめざします。

■ 「ふるさと」をつなぐ

地域とのつながりを大切にし、多様な視点で子どもを育て、子ども達に生きる力を育みます。

■ 「なかま」をつなぐ

多様な交流の場を設定することで、実践力のあるコミュニケーション能力を高めます。

4 学校のシンボル・アイデンティティ

◆校章



◆この校章は公募の中から選ばれました。
長浜市出身の佐治あかねさんの作品です。

◆佐治さんのコメント
「モチーフは余呉町の花でもあるアジサイです。アジサイが小さな花を集めて一つの美しい花を咲かせるように、子どもたちがともに学び、健やかに成長してほしいとの想いを込めました。花の部分の線が重なり合うことで、基本方針にもある『つなぎ』を表現しています。」

◆ステージカラー◆

第1ステージ

水色

余呉の湖、水のイメージ

第2ステージ

緑色

豊かな緑、森林のイメージ

第3ステージ

オレンジ色

輝く光、太陽のイメージ

余呉小中学校 校歌

天女の舞の みずうみに
とわに真澄の 清い水
英知をここに 磨きつつ
あゝいま余呉の 学び舎に
創造自主の 歩みあり

希望の光り さわやかに
みどり輝く 賤ヶ岳
心身ともに 鍛えつつ
あゝいま余呉の 学び舎に
誠と愛の 調べあり

鏡の岡の ふれあいに
睦み奏でる 春や秋
飛躍のつばさ 広げつつ
あゝいま余呉の 学び舎に
未来を担う 誓いあり

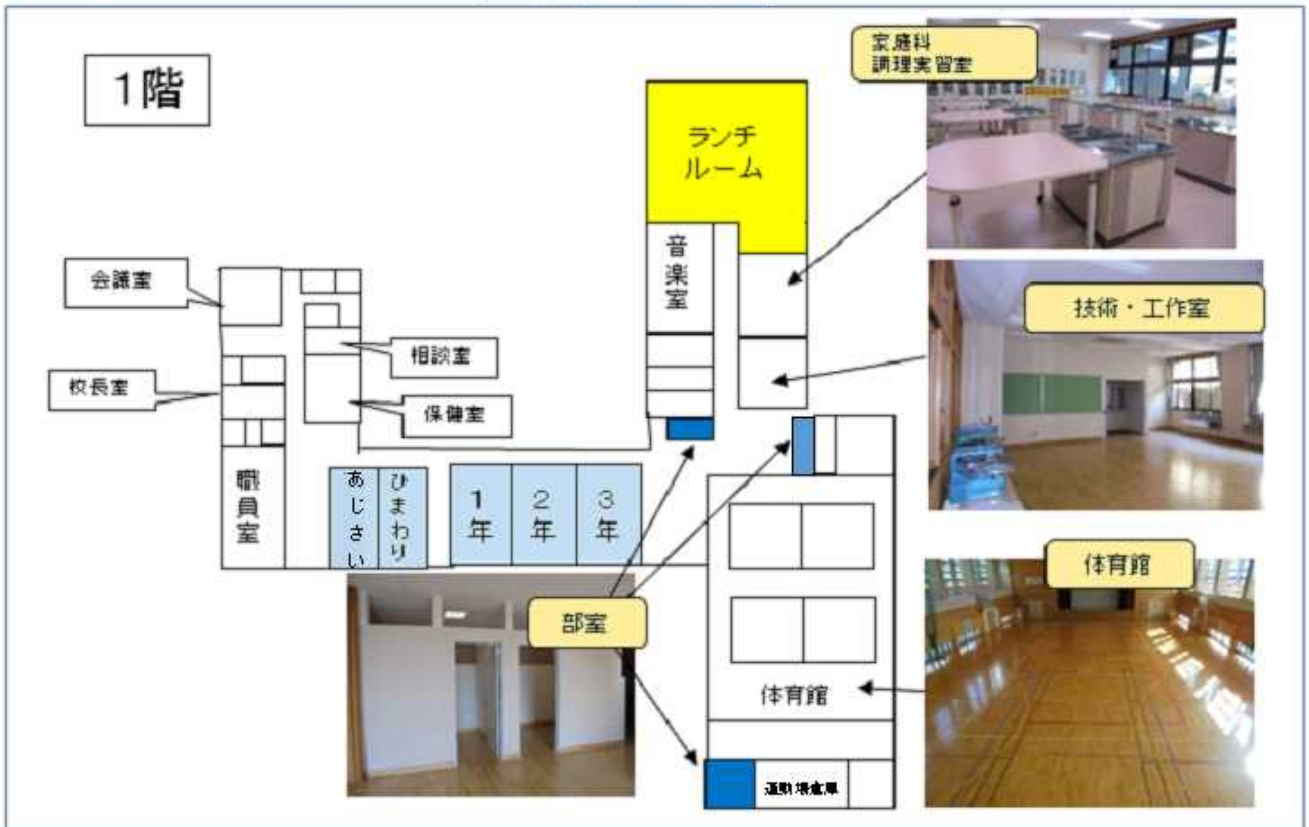
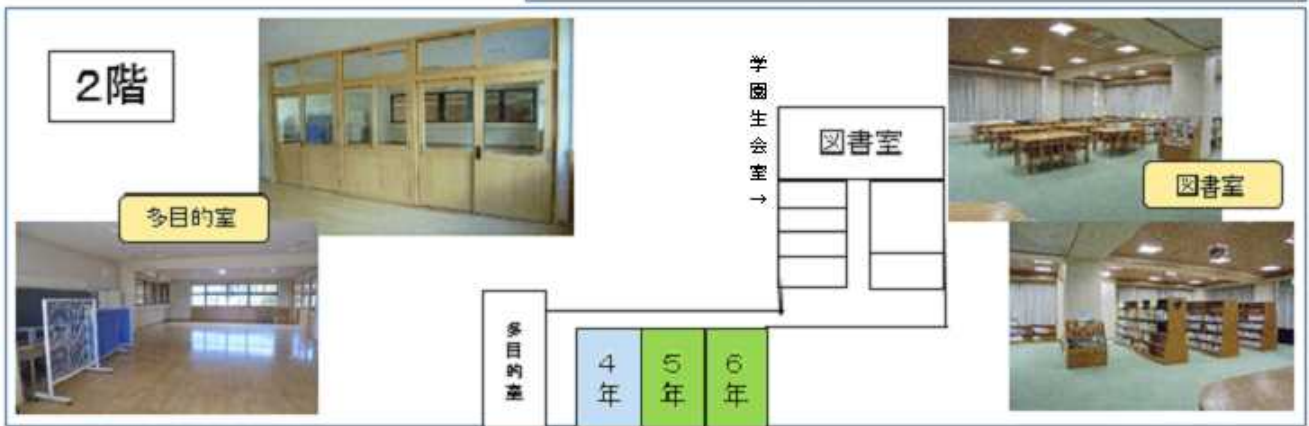
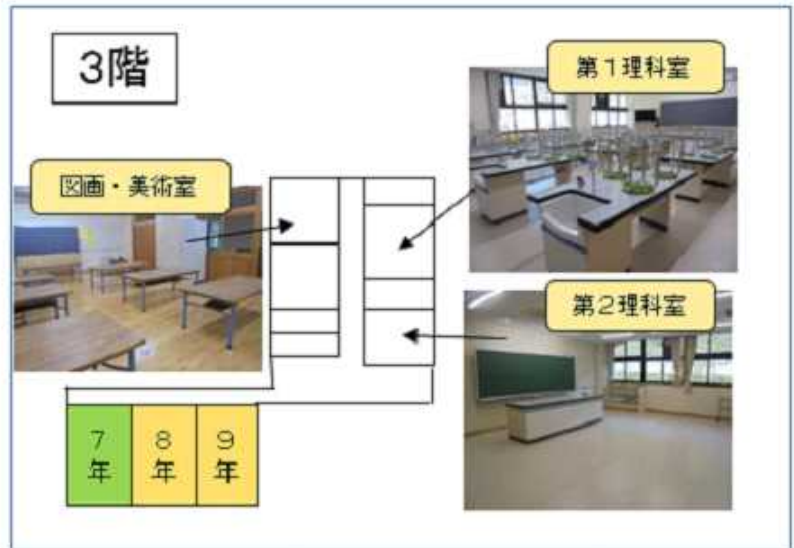
作詞 南 英市
作曲 岡田 和宏



5 施設概要

校舎平面図(令和5年度)





III 学習について

1 学校学園生数、学級数

◆各学年ごとの学園生数（令6年度見込み）

学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	あじさい	合計
男	7	7	3	8	8	8	9	7	3	1	61
女	7	8	7	6	8	7	5	9	4	1	62
合計	14	15	10	14	16	15	14	16	7	2	123
学級	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9

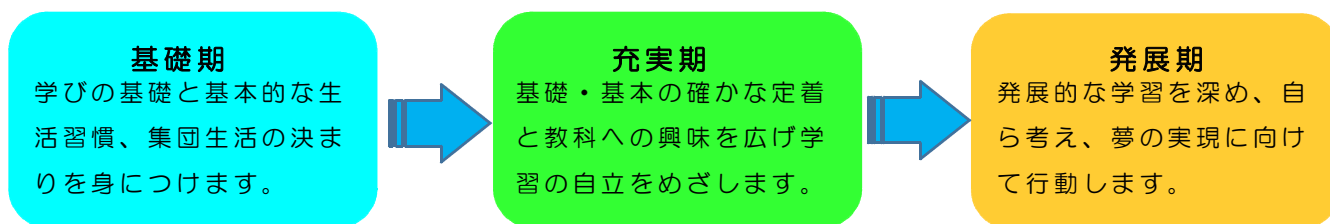
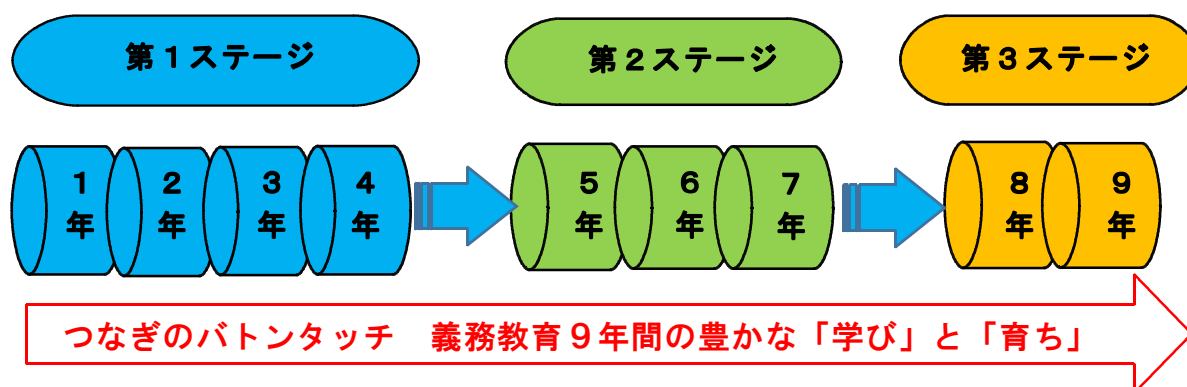
※現時点で全校児童生徒総数は124名の見込みです。

2 指導体制について

9年間のつなぎの教育

◎義務教育学校のメリットを活かし、全教職員がすべての子どもの学力向上と学園生理解に関わります。

- 1～4年生は学級担任、5・6年生は学級担任を主としながら一部の教科で専門教員による指導、7～9年生はすべて教科専門教員による指導をします。
- 各ステージにステージ長（主任）を置き、ステージ全体の指導力を高めるとともに、他のステージと連携します。
- 体育、音楽、図工・美術、英語では4年生以下でも、学習内容の一部について専門教員が指導することも検討しています。



教科担任制・プレ定期テストを5年生から取り入れます。

教科担任制（予定）
 5年 理科・体育・英語
 6年 理科・体育・英語
 7年～9年生 全教科

5年生から部活動に参加できます。正式入部は7年生からです。

※5・6年生の教科担任制については、変更になる場合があります。

各ステージでめざす子どもの姿

第1ステージ

習得

活用

探究

【学習面】

- 学習習慣・規律を確立する
- 学び方を身につける
- ①自分の考えをもつ
- ②話し合いの基礎を身につける
- ③発表の仕方を身につける
- ④ノートを丁寧に書く
- 興味・関心をもって、学習や運動に繰り返し取り組み自信を獲得する
- 基礎となる学力と体力を身につける

【生活面】

- 基本的な生活習慣を身につける
- ①身のまわりの整理整頓ができる
- ②丁寧な言葉遣いを身につける
- ③あいさつ、返事ができる

第2ステージ

習得

活用

探究

【学習面】

- 課題発見・課題解決力を育成する
- ①自ら課題を見つける
- ②情報を集め関係づけたり整理したりする
- ③ICTや図書館等を活用する
- ④ペアやグループ学習で互いの考えを深める話し合いをする
- ⑤自分の考えを工夫して発表する
- ⑥学習の振り返りを積み重ねる
- 自ら進んで計画的に学習する力を身につける
- 自ら進んで運動に取り組み、体力の向上をはかる

【生活面】

- 自己管理能力を高め、自律した生活習慣を確立する
- 周囲のことを考えた言動ができる

第3ステージ

習得

活用

探究

【学習面】

- 課題発見・解決力を活かし、地域社会に向けて自分の考えや取組成果を発信する
- 主体的・対話的で深い学びを活かし、互いに学び高め合うとともに、自分の個性を伸長する
- 将来の夢や希望の実現に向けて、基礎となる学力や課題解決力を高め、進路の実現をはかる
- 計画的・継続的に運動し持久力・忍耐力や運動技能を高める

【生活面】

- 学校のリーダーとして自律した生活確立し、地域や社会に主体的に貢献できる

学び方の習得と確かな学力の定着

体力の向上と健全な心身の育成

地域貢献・社会貢献

★1～9年までを通して重点的に取り組むこと★

- 言語活動の充実→朝読書（はごろもタイム）、暗唱活動、話し合い活動、プレゼンテーション（発表）
- ICT機器の活用→情報収集、情報発信、プログラミング教育
- 全校運動・体力向上→中休みの全校活動（わかさぎタイム）、マラソン大会、部活動
- 地域貢献・社会貢献→よごふるさと科（生活科・総合的な学習の時間）

3 授業について

- ◆朝は8時15分までに登校、8時15分から立腰・読書の後、授業を始めます。
- ◆原則部活動の朝練習はありません。
- ◆1コマの授業時間は、第1ステージ45分、第2、第3ステージは50分です。
ただし全学年2校時終了後中間休みとして、「わかさぎタイム」(全校運動)を実施します。
- ◆水曜日は全学年5校時までです。月曜日は部活動はありません。水曜日は活動可能な日は実施します。

☆☆日課表☆☆

サマータイム (4月～10月) 《令和6年度》

【第1ステージ (1～4年生)】

【第2・3ステージ (5～9年生)】

月	火	水	木	金	時間		月	火	水	木	金
登校					8:15		登校				
立腰・はごろもタイム					8:15～8:25		立腰・はごろもタイム				
めざちゃんタイム					8:25～ 8:45	8:25～ 8:35	朝の会				
月1	火1	水1	木1	金1	8:50～ 9:35	8:40～ 9:30	月1	火1	水1	木1	金1
休み時間 (5分間)							休み時間 (10分間)				
月2	火2	水2	木2	金2	9:40～ 10:25	9:40～ 10:30	月2	火2	水2	木2	金2
わかさぎタイム (25分間)					10:25～ 10:50	10:30～ 10:50	わかさぎタイム (20分間)				
月3	火3	水3	木3	金3	10:50～ 11:35	10:50～ 11:40	月3	火3	水3	木3	金3
休み時間 (10分間)							休み時間 (10分間)				
月4	火4	水4	木4	金4	11:45～ 12:30	11:50～ 12:40	月4	火4	水4	木4	金4
給食					12:30～ 13:10	12:40～ 13:10	給食				
昼休み					13:10～13:25		昼休み				
掃除					13:25～13:35		掃除				
月5	火5	水5	木5	金5	13:40～ 14:25	13:40～ 14:30	月5	火5	水5	木5	金5
休み時間 (10分間)							休み時間 (10分間)				
月6	火6		木6	金6	14:35～ 15:20	14:40～ 15:30	月6	火6		木6	金6
帰りの会					(5)14:25 (6)15:20	(5)14:30 (6)15:30	帰りの会				
《令和6年度》											
【下校バス】 5校時終了 14:45											
6校時終了 15:45											
5・6年部活動委員会参加時 16:30											

ウィンタータイム（11月～3月）《令和6年度》

【第1ステージ（1～4年生）】

【第2・3ステージ（5～9年生）】

月	火	水	木	金	時間		月	火	水	木	金
登校					8:15		登校				
立腰・はごろもタイム					8:15～8:25		立腰・はごろもタイム				
めざちゃんタイム					8:25～ 8:45	8:25～ 8:35	朝の会				
月1	火1	水1	木1	金1	8:50～ 9:35	8:40～ 9:30	月1	火1	水1	木1	金1
休み時間（5分間）							休み時間（10分間）				
月2	火2	水2	木2	金2	9:40～ 10:25	9:40～ 10:30	月2	火2	水2	木2	金2
わかさぎタイム（20分間）					10:25～ 10:45		休み時間（10分間）				
月3	火3	水3	木3	金3	10:45～ 11:30	10:40～ 11:30	月3	火3	水3	木3	金3
休み時間（5分間）							休み時間（10分間）				
月4	火4	水4	木4	金4	11:35～ 12:20	11:40～ 12:30	月4	火4	水4	木4	金4
給食					12:20～ 13:00	12:30～ 13:00	給食				
昼休み					13:00～13:15		昼休み				
掃除					13:15～13:25		掃除				
月5	火5	水5	木5	金5	13:30～ 14:15	13:30～ 14:20	月5	火5	水5	木5	金5
休み時間（10分間）							休み時間（10分間）				
月6	火6		木6	金6	14:25～ 15:10	14:30～ 15:20	月6	火6		木6	金6
帰りの会					(5)14:20 (6)15:15	(5)14:20 (6)15:20	帰りの会				
下校バスについては、サマータイムと同じです											

◆年間の授業時数

週時数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年
国語	306	315	245	245	175	175	140	140	105
算数・数学	136	175	175	175	175	175	140	105	140
社会			70	90	100	105	105	105	140
理科			90	105	105	105	105	140	140
音楽	68	70	60	60	50	50	45	35	35
図画工作・美術	68	70	60	60	50	50	45	35	35
体育	102	105	105	105	90	90	105	105	105
技術・家庭					60	55	70	70	35
英語					70	70	140	140	140
外国語活動	(30)	(35)	35	35					
生活	102	105							
道徳	34	35	35	35	35	35	35	35	35
学活	34	35	35	35	35	35	35	35	35
総合			70	70	70	70	50	70	70
合計	880	945	980	1015	1015	1015	1015	1015	1015

◆独自教科「よごふるさと科」(生活科、総合的な学習の時間)について

★余呉のよさや課題に気づく学習です。

→余呉の自然、文化、歴史、くらし、産業に関わり、自ら課題を見つけ主体的に、考える力をつ
けます。

★余呉の魅力や課題を学び、まとめ、伝える学習です。

→体験や調査活動を通して、課題を追究し、解決する資質や能力をつけます。
調べたことをまとめ、伝えることを通して、表現力や思考力をつけます。

★地域の方など様々な人に学ぶ学習です。

→様々な考え方、人の生き方に触れ、自己の生き方や将来について考えます。

◇各ステージ・学年のテーマ

第1ステージ

余呉を知る
余呉から学ぶ

1年生	余呉探検(自然)
2年生	余呉探検(お店・公共施設)
3年生	余呉の伝統行事、余呉で働く人々
4年生	余呉の自然、余呉の伝統行事

5年生

余呉の産業、余呉の伝統行事

6年生

余呉を楽しむプロジェクト

7年生

余呉を楽しむプロジェクト

第2ステージ

余呉を調べる
余呉から考える

第3ステージ

余呉を変える
余呉から発信する

8年生

探究 余呉

9年生

探究 余呉

◆学習のルール◆

□授業でもあいさつを大切にします。

「起立(立ちましょう)」「気をつけ」「礼」

「お願いします」「ありがとうございました」

□名前を呼ばれたら「はい」と返事をします。

□時計を見て、時間を守り行動します。(基本的にチャイムは使いません。)

□正しい姿勢で学習します。(「立腰」を意識します。)

□人の話は、話す人の方を見てしっかり最後まで聞きます。

□話すときは、相手を見て、声の大きさを考えてしっかり話します。

□学習の道具を大切に使います。

□ノートは工夫してていねいに書きます。

□タブレットは約束を守って使います。



本校の学習用iPad使用のルール

本校の学習用iPadについては下記のようなルールを設定しています。ご家庭でもご協力をよろしくをお願いします。

<禁止事項>

- (1) 他人の写真や動画、作品などを本人の許可なく撮影したりネットワーク上にあげたりしない。(肖像権・著作権)
*特に学校の公式Youtubeアカウントにアップする場合は、事前に先生の許可を受けてからアップします。
- (2) iPadは人に貸さない。(iPadに、使用する学園生が登録されています。)
- (3) 個人のApple IDは使用しない。(利用できないようになっていきます。)
- (4) 有料サイトやオンラインショップなどの利用はしない。
(利用できないようになっていきます。)
- (5) iCloudやGoogle以外のクラウドを利用したサービスにはアクセスしない。
- (6) 登下校中は、落としたり前方不注意で事故にあう危険性があるので使用しない。
- (7) 端末シールを剥がさない。

<使用上のルール>

- (1) 友達のiPadには勝手に触りません。
- (2) 電源は、常にオンにしておきます。(自動的にスリープモードになります。)
- (3) 授業中は、必要な時に使用し、それ以外の時は授業に集中します。(YouTubeで動画などを見たりしません。)
- (4) 授業中に「Air Drop」で友達に授業に関係ないものを送信しません。
- (5) 音量は、自分が聞こえる程度の大きさで使います。
- (6) 歩きながらiPadを使用しません。
- (7) 先生の許可がある場合以外は、休み時間は使用しません。

<家庭編>

- (1) 家庭で使用する場合は、保護者と利用のルールを決めてから使います。
- (2) 肖像権や著作権に配慮して使います。
- (3) 食事中は、iPadを触らず会話や食事を楽しみます。
- (4) 落下して破損ないように場所を考えて置きます。
- (5) iCloudやGoogle以外のクラウドを利用したサービスにはアクセスしません。

国のGIGAスクール構想や学習指導要領に基づいて、主体的・対話的で深い学びの実現や情報活用能力の育成に向けて、さまざまな学習活動でICTを有効に活用していきます。

本校では、PC教室ではデスクトップPC、教室等では利用可能なタブレットPC(win・iPad)を整備し、学習を支援するツールとして活用します。

特にタブレットは、個人ベースで使う「思考ツール」とグループ学習で使う「共同ツール」として活用します。特に「ロイロノート」、「Qubena」「Keyノート」、「iMovie」などのアプリを活用し、「ふかめる」「つながる」「ひろげる」などの視点で活用します。

学園生の発達の段階に応じて、言語能力、情報活用能力、情報モラル、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができます。教科等横断的な視点から主体的・対話的で深い学びへつなげていきます。

また、「ドローン」、「スフィロ」を使ったプログラミング教育にも取り組んでいます。



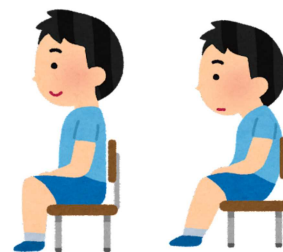
★立腰教育について★

立腰教育は、二十世紀最後の哲学者・国民教育の師父と呼ばれ、今なお多くの教育者が師と仰ぐ森信三氏の教えに基づくものですが、『姿勢を正すことは、心を正すことである』という医学的にも理にかなった生きるための原理原則です。

腰が曲がっていると呼吸が自然と浅くなります。椅子にもたれたり、猫背になっていたりすると、胸の辺りが圧迫されて、身体の血液循環も悪化し、身体や脳にいきわたる酸素も不足するのです。その結果、ぼうっとして集中力が低下します。また、疲れやすさにも影響します。一見楽に見える猫背ですが、背骨には大きな力が入り、負担になっています。腰骨を立てて腰がのびれば呼吸が深くなり血液循環が正常になり、酸素が身体に十分いきわたります。姿勢が良くなるだけで、自然と集中力が向上するので

現在、本校では、毎朝読書の前に「立腰」タイムを設け、全校一斉に「腰骨を立てる」取り組みを行っています。腰や腹の身体感覚は訓練しなければ、なかなか身につかないものです。

毎朝「立腰」して、1分間ゆっくり深呼吸をすることを積み重ねて、良い姿勢を身につけ、身体を強くするだけでなく、心も強く成長してほしいと考えています。



◆子どもの学ぶ力を育てるために

○子どもは、本来「なぜだろう?」「ふしぎだな」と感じ、「どうなっているの?」「もっと知りたい」と思う「学びの力」を持っています。こうした力を高めていくためには学校と家庭が協力し合うことが重要です。

●余呉学区では平成27年度まで、よご認定こども園、余呉小学校、鏡岡中学校が連携して「自尊感情・学びの礎育成プロジェクト」に取り組んできました。

合言葉は、「DREAMS」です。

D・・・読書
R・・・立腰
E・・・笑顔
A・・・あいさつ
M・・・むし歯ゼロ
S・・・そうじ

●余呉小中学校としても、引き続きこの取組を推進するとともに、よご認定こども園とのさらなる連携を図っていきます。

●ご家庭におかれましては、お子さんの生活リズムを整え、学習に集中できる環境づくりと温かいふれあいを通して、認め、励まし、子どもたちの心を豊かに育ててください。



○家族ぐるみでお願いしたいこと（例）

- * 早寝早起きで十分な睡眠をとる。（子どもには8時間～9時間の睡眠が必要です）
- * 朝食をしっかりとる。（朝食が大きく生活習慣病に関わっています）
- * あいさつ、会話を大切にす。
- * 自分の考えを言葉に出して表現することの大切さを学ぶ。（先回り、代弁は控える）
- * 家族の一員として年齢に応じた家事を分担する。（「助かった」は魔法の言葉）
- * テレビやゲームは時間を決めて守らせる。（スマホも同じです。依存症に注意です）
- * 他の子どもと比べずに、がんばりを本気でほめる。（能力だけをほめない）
- * 家族ぐるみで読書に親しむ。

◆本好きの子どもたちは・・・

「家の人といっしょに本を読んだり、本を話題にしたり、いっしょに図書館に行ったりしたことがよくあった、」と答えた子どもの9割以上が読書好きという調査結果があります。



◆家庭学習について

◎家庭学習が大切な理由

家庭学習はとても重要です。その理由は大きく2つあります。

1つは学校の授業で学習したことを「深める」ためです。学校の授業で学習内容を「理解した」「わかった」としても、その学習を「できる」ようにするためには問題を解いたり、暗記をしたり、復習したりするなど、学校の授業を補うことが必要です。

2つめは学校での次の授業がよくわかるように事前の準備をするためです。

新しい単元の学習に入る前に、関連する内容の単元や前学年の学習内容などを振り返り、自分のつまづきや課題を確認するようにしましょう。

次の授業に向かうための土台をしっかりとっておくことで、授業での理解がしやすくなるということです。

どうか子どもたちの力を最大限に伸ばすために、家庭学習の習慣化にご協力ください。

●家庭学習のめやすです。（QubenaなどのAIドリルも活用してください。）

学年	時間のめやす	家庭学習のめあて
1年生	30分	• よい姿勢でする。
2年生	30分	• プリントには名前を書く。
3年生	45分	• 正しい姿勢と鉛筆の持ち方で取り組む。
4年生	60分	• ながら勉強はしない。集中してする。
5年生	70分	• 集中できる場所で、時間を決めてする。
6年生	80分	• 学習状況に合わせて自主学習をする。
7年生	90分	• 国語、数学・算数は毎日続ける。
8年生	90分	• 計画的に、主体的に取り組む。
9年生	90分	• 自分で答え合わせをし、復習する。

* 教科書を読むことが学習の基本です。お家の方もぜひどんな学習をしているのか、興味をもって、一緒に読んでみてください。

* 連絡帳（時間割）をみて、翌日の準備をしっかりと整える習慣を身につけさせてください。

* タブレットを持ち帰って学習するときもあります。取り扱いをご指導ください。

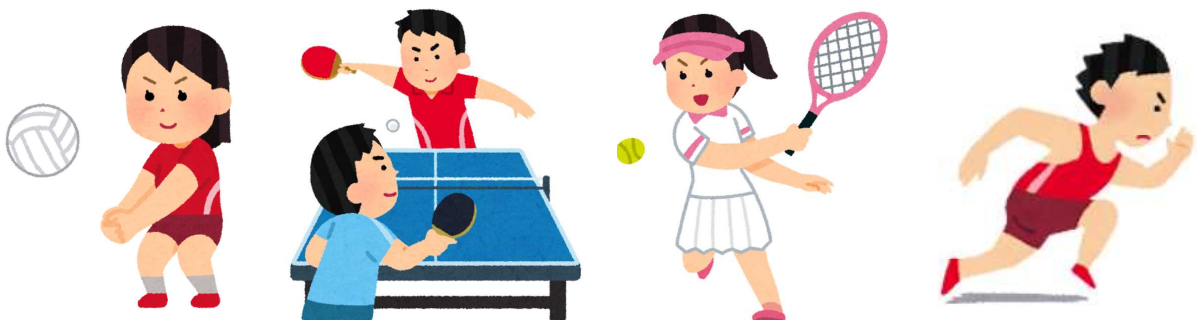
●家庭学習習慣化10のポイント

1. 毎日の繰り返しと継続してやる習慣化。QubenaなどのAIドリルの活用。
2. テレビを消すなど、静かな環境づくり。
3. 楽しい雰囲気づくりの工夫。（「早く」「勉強しなさい」はマイナスです。）
4. はげましと見守り。終わったら「がんばったね」の声かけを。
5. 必要な声かけを。（わからないことない？ 明日先生にきいてごらん？）
6. 親子で、兄弟姉妹で、一緒に学習できる工夫。（仲間がいれば続けられます。）
7. 学習意欲の育成。（宿題以外に教科書を読んで予習する。）
8. 読書の習慣化。（親子での読書は学力の土台ともいいます。）
9. 正しい姿勢と鉛筆の正しい持ち方の習慣化。
10. 週に1回の学用品の点検。（記名、補充の確認を）

4 特別活動について

学年をこえて、ともにがんばろう！
～部活動・学園生会は5年生から参加～

- ◆第2ステージの始まる5年生から部活動に参加します。発育・発達状況に応じて活動内容などを配慮しながら一つの部・会として組織します。
- ◆学園生会は学園生全員が会員です。各委員会には5年生から参加し、学校行事の運営や魅力ある学校づくりに参加します。
- ◆部活動は5・6年生から参加します。所属する部については年度の終わりに変更を認めます。部活動を通して、自主性・責任感・協調性・連帯感・チャレンジ精神・リーダー性などを涵養します。
- ◆ご家庭におかれましては、熱心に活動する子どもたちを温かく見守っていただくとともに、学習や他の生活とのバランスにご配慮ください。
- ◆設置している部（令和6年度）
女子バレーボール部、男子卓球部、女子ソフトテニス部、陸上部（男女）

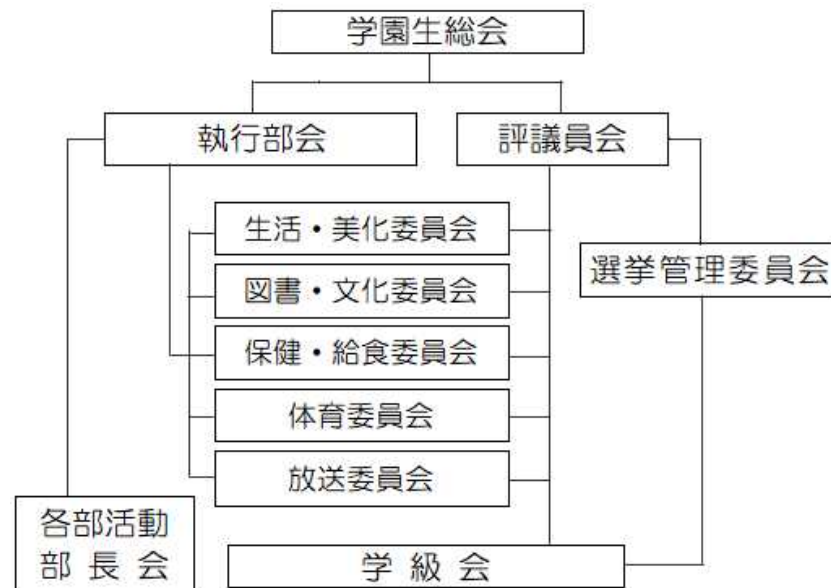


◆発育途中の子どもの心身の負担、けがの予防などを考慮して、5・6年生と7年生以上で活動日数を変えます。練習は合同・別メニューを適宜組みます。中体連等の大会については出場の規定がありますので、5・6年生は参加しません。

◆部活動は原則として、土、日のどちらかを休みとします。また、水曜日は活動を行いません。定期テスト1週間前は学習強調週間としてテスト終了日まで部活動は中止となります。
なお、平日の朝練習は行いません。

◆4～6年生のクラブについては、授業時間に必修クラブ活動として実施します。

◆学園生会の組織



◇執行部や各委員会による日常の活動のほか、学園生集会（不定期）、委員会活動（毎月）、学園生総会（5月）、本部役員（学園生会長1名、副会長1名）選挙（12月）、学園生会主催のオリエンテーション（4月）、運動会（6月）や文化祭（9月）の運営などに主体的に取り組みます。

◇委員会は前後期制で、1・2学期を前期、3学期を後期とします。また、学級委員は評議員会に所属します。

◆令和6年度活動予定

4月	学園生会オリエンテーション あいさつ運動・委員会活動	10月	委員会活動
5月	学園生総会、委員会活動	11月	委員会活動
6月	運動会、委員会活動	12月	学園生会選挙、学園生会引継ぎ、球技大会
7月	壮行会、委員会活動	1月	リーダー研修会、委員会活動
8月	委員会活動	2月	委員会活動
9月	文化祭、委員会活動、資源回収	3月	委員会活動、9年生を送る会、卒業式

長浜市立余呉小中学校（愛称：鏡岡学園） 学園生会規約

第1章 名称

第1条 本会は、長浜市立余呉小中学校（鏡岡学園）学園生会という。

第2章 目的および活動

第2条（目的）

会員の自治活動を通して、自律的な社会人としての礎を培うとともに、活力と規律ある校風をつくることを目的とする。

第3条（活動）本会は前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- （1）学園生のよりよい学習環境をつくり、学校生活の充実をはかる活動
- （2）学園生としてふさわしい学習規律と生活態度を身につける活動
- （3）学園生の交流を深め、思いやりあふれる学校をつくる活動
- （4）学校の諸行事に主体的に参加・協力し学校を盛り上げる活動
- （5）その他学園生会の目的達成に必要な活動

第3章 会員

第4条 長浜市立余呉小中学校に在学する児童生徒を本会の会員とする。

第4章 役員

第5条 本会に次の役員を置く。

- （1）会長 1名
 - （2）副会長 1名
 - （3）庶務（書記、会計）若干名
- 2 役員は会員中より別に定める選挙規定により選出する。
- 3 役員は執行部会の役員をかねる。
- 4 役員は原則として各委員ならびに学級委員をかねることはできない。
- 5 庶務、委員長、副委員長は新会長と相談して、新会長が委嘱する。
- 6 役員任期は原則1月1日から1年とし、再任は妨げない。ただし、役員としてふさわしくない行為があった場合には任期内でも学園生徒総会の決議を経て解任されることがある。
- 第6条 役員の仕事は次のとおりである。
- （1）会長は学園生会を代表して会務を総括し、決定事項を実施する。

（2）副会長は会長を助け、会長に事故があったときは、その代理を務める。

（3）庶務は会議の計画を立て議事の記録を作成するほか、学園生会活動の各種の記録を保管する。

また、学園生会に関わる資金の取り扱いや会計簿の記入、予算の編成ならびに会計報告をする。

第5章 各委員会

第7条 本会には活動推進のために次の委員会を置く。

- （1）生活・美化委員会
- （2）図書・文化委員会
- （3）保健・給食委員会
- （4）体育委員会
- （5）放送委員会

2 委員は5年生以上の各学級から選出された、1名以上の委員で委員会を構成する。

3 各委員会に委員長、副委員長の役職を置く。

4 委員長、副委員長の任期は原則1月1日から1年とし、再任は妨げない。ただし、委員長、副委員長としてふさわしくない行為があった場合には任期内でも学園生総会の決議を経て解任されることがある。

5 委員の任期は1期間とする。ただし再任を妨げない。前期（4月～12月）後期（1月～3月）

第6章 会議

第8条 本会には次の会議をおき、先生方の指導と助言のもと運営にあたる。

- （1）総会
- （2）執行部会
- （3）評議員会（学級委員会）
- （4）各委員会
- （5）選挙管理委員会
- （6）各部活動部長会

第9条 全ての会議は、会員の3分の2以上の出席で成立し、議決は多数決制とする。

2 会議の任務等は次の通りとする。

- （1）総会

総会は本会の最高議決機関であり、毎年1回以上開催する。規約の改廃、予算・決算、活動計画その他重要事項を議決する。議長はその都度2名を役員外から選出する。

- （2）執行部会

執行部会は、正副会長、庶務、評議員長、各ステージ代表評議員（9年生、7年生、4年生各1名）、各委員会委員長で構成し、企画運営その他の重要事項を審議し、総会での提案、決定事項の学園生への周知・連絡、行事等の運営を行う。

（3）評議員会（学級委員会）

評議員会は、総会に次ぐ議決機関であり、必要に応じて開催する。4年生以上の各学級の学級委員男女各1名と評議員長で構成し、各学級から出された意見を審議して執行部会に提案するとともに、執行部会からの提案を審議する。また、必要な場合は重要事項を議決することができる。

（4）各委員会

各委員会は、委員長が召集し、提案事項の協議や活動を行う。

（5）選挙管理委員会

選挙管理委員会については別に細則を定める。

（6）各部活動部長会

各部活動部長会は、各部活動のキャプテンおよび副キャプテンによって構成し、部活動の運営についての重要事項の協議や活動を行う。

第7章 会計

第10条 本会の経費は会費その他をもってこれにあてる。

2 学園生会費は、学園生1人あたり年額500円とする。

3 会計年度は学校年度による。

付則

本会則は、平成30年4月1日より施行する。

学園生会役員選挙規定

第1章 目的

第1条 この規約は学園生会役員を選出するため、学園生会規約第5条にもとづいてつくられたものである。

2 選挙は会員の自由な意志によって、公正に行われなければならない。

第2章 選任

第2条 役員（会長、副会長）は4年生以上で選挙し、会長には8年生から1名、副会長には7、8年生からそれぞれ1名を選任する。

第3章 選挙管理委員会

第3条 選挙管理委員は立候補者と推薦者をのぞいた4年生以上の各学級から1名ずつ選出する。

2 選挙管理委員は互選により委員長1名、副委員長1名を選ぶ。

3 選挙管理委員は選挙のあるごとに選出し、役員が選ばれた後に解散する。

4 選挙管理委員会の任務

（1）学園生会役員選挙および立候補の公示

（2）選挙公報作成配布

（3）選挙活動・立会演説会などの予定立案と実施

（4）投票用紙の作成と管理

（5）選挙結果の告示

（6）その他学園生会役員選挙に関する事項

第4章 選挙

第4条 選挙は原則として新しい任期の前1ヶ月以内に行うものとする。

第5条 立候補の届出は公示した日から期日以内に書面をもって選挙管理委員会に提出する。ただし、期日を過ぎても立候補者が出ないときは、学級委員が推薦者となり、各学級からふさわしい人を推薦する（学級委員の自己推薦も可）。

第6条 選挙活動は、選挙管理委員会が決めた期間に行う。

2 立候補者は、選挙管理委員会が用意したポスター用画用紙（2枚）を使用することができる。

3 立候補推薦者は3名とする。

第7条 選挙は原則として、立候補者受付を締め切った日から2週間以内とする。

第8条 選挙は無記名投票により行う。

2 投票は学級順に投票所において投票する。

3 投票立会人は各ステージの学園生会担当の先生とする。

4 欠席者の投票は認めない。

5 立候補者が定員以内の場合は信任投票とし、過半数をもって信任とする。なお、不信任の場合は再選挙を行う。

6 投票の注意が守れない場合には無効投票とみなす。

第9条 投票用紙の管理および開票は選挙管理委員会が行い、立会は各ステージの学園生会担当の先生とする。

5 学校行事について ◆令和6年度年間行事計画（予定）

※変更になる場合がありますので、最新の情報は本校 HP でご確認ください。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
1		5年振替休業日				PTA奉仕作業予備日
2		振替休日				2学期始業式
3		憲法記念日				給食開始
4		みどりの日		学習参観 PTA研修会		
5		こどもの日				
6		振替休日				
7		家庭訪問※				
8	入学式・始業式					
9						
10	給食開始				学校閉校日	
11					山の日	
12	1年給食開始				学校閉校日	
13					学校閉校日	
14					学校閉校日	
15			余呉運動会	海の日	学校閉校日	
16		中体連春季大会		個別懇談会	学校閉校日	敬老の日
17		中体連春季大会	振替休業日	個別懇談会		
18	全国学力・学習状況調査					
19				1学期終業式		
20				中体連夏季アツク大会		
21				中体連夏季アツク大会		
22						
23						秋分の日
24			期末テスト			
25						
26	5年FS			中体連夏季県大会		
27	5年FS			中体連夏季県大会		文化祭
28						資源回収
29	学習参観 PTA総会	6年研修旅行				資源回収予備日
30	家庭訪問※	6年研修旅行				
31					PTA奉仕作業	

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1				元旦・学校閉校日		
2		よごふるさと科発表会	振替休業日	学校閉校日		
3	4年やまのこ	文化の日		学校閉校日		
4	4年やまのこ					
5		振替休業日				県立入試※
6					7年立志式	
7		ブロック駅伝		3学期始業式		
8						
9						
10						9年生を送る会※
11					建国記念の日	卒業式※
12						県立発表※
13		8年職場体験		成人の日		
14	スポーツの日	8年職場体験				
15		8年職場体験				
16						
17				スキー教室※		
18	中体連秋季総体					
19			期末懇談会			
20			期末懇談会			春分の日
21						
22	市陸上記録会					
23		勤労感謝の日	2学期終業式		天皇誕生日	
24						修了式・前期修了式
25		期末テスト				
26		期末テスト				
27						
28			学校閉校日			
29			学校閉校日	夢の式※		
30		学習参観 PTA教育講演会	学校閉校日			
31			学校閉校日			

※：日程の変更があります

◆令和6年度主な行事計画（予定）

時期	第1ステージ（1～4年）	第2ステージ（5～7年）	第3ステージ（8・9年）	
1 学 期	4月	入学式・進級式（1年生・7年生）始業式（2～9年生）		
		5年FS		
	5月		6年研修旅行	
	6月	余呉運動会		
		1学期期末テスト		
7月	個別懇談会（全学年）			
2 学 期	8月	夏休み（7月20日～8月31日）		
	9月	文化祭		
	10月	4年やまのこ	2学期中間テスト	
	11月	校内マラソン大会		
		よごふるさと科発表会		
				8年生職場体験
	2学期期末テスト			
12月	学級懇談会（全学年）			
3 学 期	1月	冬休み（12月24日～1月6日）		
		スキー教室		
		4年生夢の式		
	2月 3月		7年生立志式	学年末テスト
	卒業式（9年生）前期課程修了式（6年生）修了式			
	春休み（3月25日～4月7日）			

- ◆学期は3期制です。年3回の評価で学習理解状況をきめ細かに確認し、ふり返りや発展的な学習を行います。
- ◆宿泊学習は、4年生（やまのこ学習）、5年生（フローティング・スクール）、6年生（研修旅行）を実施します。
- ◆運動会は、「余呉運動会」として全学年合同で開催します。
- ◆1年生は入学式、4年生は夢の式、7年生は立志式、9年生は卒業式を行います。

6 特別支援教育 について

ユニバーサルデザイン教育！ ～すべての学園生にわかりやすい授業をめざします～

- ◆特別支援教育は「しょうがいのある児童生徒に対して、その1人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服できるよう、必要な支援を行う教育」です。
- ◆しかし、学校生活に不適應をおこすなど特別な配慮を要する学園生はもちろん、すべての子どもにはそれぞれに教育的ニーズがあります。本校ではすべての学園生の教育的ニーズに応えられるよう「ユニバーサルデザイン教育」を推進します。
- ◆多面的に学園生の課題を掴み、ICTを活用しながら、個別に最適な学びの場を大切にしています。
- ◆教室では、学園生が授業に集中できるよう黒板のまわりの装飾は最低限にする、一日の流れや授業の流れを掲示するなど、教室の「ユニバーサルデザイン化」に取り組んでいます。
- ◆すべての学園生に伝わるように、発達年齢に応じて、子どもにわかる言葉で伝える、ゆっくり話す、ポイントを板書する、視覚化するなど、伝わりやすい授業に取り組んでいます。
- ◆生活のルールや学習のルールをきちんと定め明文化する、ルールをわかりやすいところに掲示するなど、みんながルールを守って生活できるよう工夫しています。
- ◆ご家庭でも、それぞれのお子様の個性を理解して、その可能性を最大限引き出せるよう、ユニバーサルデザイン教育へのご協力をお願いします。
- ◆学校生活への不適應や発達しょうがいなど、小さなことでも気にかかることがありましたら、学級担任に気軽にご相談ください。

フランス人の魔法の言葉！「教えて！」

子どもに「かたづけなさい！」というと、怒られているようで、子どももやりたがりません。そんなときは、「どこに片づけたらいいか、教えて？」と子どもにきいてください。子どもは大人に教えるのが大好きなのでよるこんで片づけます。
ぜひ、お試しください。

7 人権教育について

自分も他人も大切にできる子どもに！
～自尊感情をはぐくみ、豊かなつながりをめざします～

- ◆私たちは、だれもがみな、人間らしく幸せに生きていくための権利をもっています。この権利のことを「人権」といいます。
- ◆子どもたちが、自分らしく、安心して、いきいきと暮らせるように、そして、だれもが幸せに暮らせる社会を実現するために、「人権教育」を大切にしています。
- ◆子どもたちが「認められている」「できることがある」「役に立っている」「よいところがある」と感じられる体験を積み重ねられるように学校と家庭・地域が協力し合い、自分も他人も大切にできる子どもを育てましょう。
- ◆いじめゼロ宣言！
平成25年に「いじめ防止対策推進法」が法律として定められました。いじめは犯罪です。余呉小中学校においても「学校いじめ防止基本方針」を定め、いじめの根絶に取り組みます。

余呉小中学校 「学校いじめ防止基本方針」

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた学園生の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。したがって、本校では、すべての学園生がいじめを行わず、および他の学園生に対しておこなわれるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身におよぼす影響その他のいじめの問題に関する学園生の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策をおこなう。

(いじめの防止)

学園生は、いじめをおこなってはならない。

(いじめ早期発見のための措置)

- ①学園生対象いじめについてのアンケート調査（毎学期）
- ②教育相談を通じた学園生からの聞き取り調査（毎学期）
- ③スクールカウンセラーの活用
- ④いじめ相談窓口の設置

- ◆最近ではSNSによるトラブルが問題になっています。PTAと連携して、学園生・保護者対象の研修会を実施します。
- ◆人権週間を6月・12月に実施します。

IV学校生活について

1 生活のきまり

余呉小中学校 生活心得

- 思いやりのある言動を心がけ、余呉小中学校の学園生としての自覚と誇りを持つ。
- 時間を守り、清掃に励み、自分からあいさつをする。
- 清潔感のある身だしなみを整える。
- 交通ルールとマナーを守り、安全に通学する。
- 物を大切にし、忘れ物をしない。また、学習に必要なものを持ってこない。

(1) 服装について

◆定められた服装で身だしなみを整え、指定された名札をつける。

①制服

●第1ステージ（1～4年）

上着：学校指定のブレザー（夏期：着用しなくてよい。冬期：登下校時は原則ブレザーを着用する。）

中着：市販の白のポロシャツ（冬期：黒・紺・グレー系統のベスト・カーディガン・セーターなどを教室で上着として着用してもよい。）

下：ブレザーに合わせた市販の類似品（黒色、紺色系統）

●第2・3ステージ（5～9年）

通年	上着：学校指定のブレザー 中着：学校指定のニットシャツ、またはそれに準ずる白のポロシャツかカッターシャツを着用。 下：スラックスまたはスカート ベルト：黒、茶を基調とする。
夏期	上着：ブレザーを着用しなくてもよい。
冬期	防寒のため中着として黒・紺・グレー系統のベストやカーディガン・セーターなどを着用してもよい。 ・黒の無地のタイツ・レギンスの着用を認める。ただし、くるぶしをおおう同色の靴下をはくこと（11月～3月、織り柄、ライン等はなし。）



- ②靴 下：色は白、紺、黒を基調とし、派手でないものとする。
- ③通学靴：運動靴とする。
- ④上履き：学校指定のものとする。
- ⑤衣替え：6月1日、10月1日を基準日とし、前後に移行期間を設ける。
- ⑥冬期の防寒着：防寒着はウインドブレーカー、コート類とする。
*手袋およびマフラーを着用してもよい。

(2) 体操服、体育館シューズについて

- ①体操服：全学年（1～9年）同一のもの（長袖上下および半袖上下）を着用。
※これまでの体操服の使用も可とする。
※ネームについては、襟首にあるタグ（首タグ）に記入する。
- ②体育館シューズ：学校指定のものとする。

(3) 頭髪について

- ①学習、運動に支障がないようにする。
 - ・前髪は目にかからないようにする。（黒、紺系のヘアピン使用可）
 - ・肩にかかる場合は、ゴムでくる。（色は黒、紺、茶）
- ②派手な髪型にはしない。
- ③染め、脱色、パーマなどは禁止する。
- ④ワックス、整髪料等は使用しない。

(4) 鞆について

- ①前期課程については学校指定のランリュックとする。
- ②後期課程については自由とする。

(5) その他

- ①登校後は、校外へ出ない。
- ②学習に関係のないもの（スマートフォン、携帯電話、ゲーム類等）や危険なもの、不要な金銭を持ってこない。
- ③冬期については、膝掛けは華美でないものを使用してもよい。
- ④友人宅へ泊まりに行かない。

【自転車通学について】

- ①自転車通学の場合は、必ずヘルメットを着用する。
- ②自転車は両足スタンド、後部荷台を備えているものとする。
*変形ハンドル、マウンテンバイク等は禁止。横かごは付けない。
- ③雨天時の自転車通学は雨ガッパを着用する。
- ④雨ガッパ及びウインドブレーカーは、華美にならないようにする。

2 通学について

ルールを守って、安全に通学するために！

- ◆本校指定の通学路を通して、決められた時刻に登下校します。
※登下校時の事故は災害共済保険の対象ですが、定められた通学路で登下校していなかった場合給付金が支払われない場合があります。
- ◆1年生から6年生は、集団で登下校します。
- ◆7年生から9年生は個別に登下校します。ただし「不審者情報」や「くま情報」等が出された場合は、できるだけ複数で登下校します。
- ◆1年生から6年生は徒歩、またはバスで通学します。
- ◆7年生から9年生は徒歩、または自転車・バスで通学します。

◆標準下校時刻

授業等	全ステージ
3校時まで(給食なし)	11:45
4校時まで(給食あり)	13:45
5校時まで(部活なし)	14:45
6校時まで(部活なし)	15:45

◆部活動終了後標準完全下校時刻 ※日没時間によって変更しています。

4月1日～9月30日	17:30	12月1日～1月31日	16:30
10月1日～10月31日	17:15	2月1日～2月29日	17:00
11月1日～11月30日	16:45	3月1日～3月31日	17:15

～子どもたちを見守り、安全な通学を～

- ◆地域の方々にご協力いただきながら学校・PTAで実施する交通指導・見守り活動への皆様のご協力をお願いします。
- ◆通学している子どもたちに「おはよう」「おかえり」「気をつけて」など、声をかけてあげてください。また、必要な時にはご指導願います。
- ◆学校でも指導しますが、知らない人に声をかけられてもついていけないようにご指導いただくとともに、地域各所の「子ども110番の家」の利用の仕方をお子さんに教えてください。
- ◆保護者のみなさまが車で送迎される場合は、路上駐車は他の方のご迷惑になりますので、必ずプール前の駐車場での乗降をお願いします。

3 緊急時における非常措置

◆台風など非常変災、その他緊急事態発生または発生の恐れがあるときは、学園生の安全確保を図るため、下記による非常措置をとりますので、家庭での対応をあらかじめ相談しておいていただきますようお願いいたします。

(1) 特別警報および暴風警報発令時における措置

◆午前7時においてテレビ放送等で、「特別警報」・「暴風を含む警報の発令中」の報道があれば、学校（園）は休み（臨時休業）になります。

※滋賀県下一斉に臨時休業（休校）になる警報は次のような場合です。

- 特別警報（平成25年8月30日から運用開始）
- 暴風警報
- 暴風警報 + 大雨警報
- 暴風警報 + 洪水警報
- 暴風警報 + 大雨警報 + 洪水警報

※警報の場合は「暴風を含む警報」が発令されている場合に限り、午前7時以降に暴風警報発令が必至の場合や、登校（園）後暴風警報が発令されたり、発令必至の場合は、臨時休業または、終業時刻の繰り上げの措置をとる場合があります。また、午前7時までに暴風警報が解除された場合でも、始業時刻の繰り下げまたは臨時休業措置をとることもあります。

(2) その他の警報（大雨、大雪、洪水）発令時における措置

◆次のような警報が出された場合は、各学校長・園長・長浜市教育委員会で判断し、休校（園）等の非常措置をとる場合があります。

- 大雨警報、大雪警報、洪水警報
- 大雨警報 + 洪水警報
- ※県内全域に影響が予想されない警報

※学校からの指示がない時は平常通りです。

【連絡について】

- (1) の場合、メール配信により連絡します。
- (2) の場合、休校や始業時刻の繰り下げなど、メール配信により連絡します。

【その他】

- ◇大雨等で道路が閉鎖されるなど、通学に危険な状況が生じましたら、至急学校までご連絡ください。（電話86-2300）
- ◇警報・注意報発令中の登校には十分注意するようご指導ください。

(3) 弾道ミサイル飛来に伴う対応

◆「Jアラート(全国瞬時警報システム)による緊急放送」があった場合の避難方法について (以下、国民保護ポータルサイトより引用)

- ①屋外にいる場合：できる限り丈夫な建物や地下に避難する。
- ②建物がない場合：物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。
- ③屋内にいる場合：窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。

◆自宅待機と臨時休業の取り扱いについて

①学校始業時刻までに本県域に「Jアラートによる緊急放送」があった場合

□自宅にいる場合は・・・

一旦、自宅待機とします。その後の「登校するか臨時休業か」の連絡については、できる限り早く、緊急連絡メールや電話等でお知らせします。

□すでに登校途中で自宅に近い場合は・・・

上記1の避難行動をとり、一旦帰宅して自宅待機とします。その後の「登校するか臨時休業か」の連絡については、できる限り早く、緊急連絡メールや電話等でお知らせします。

□すでに登校途中で学校に近い場合

上記1の避難行動をとり、そのまま学校に登校とし、学校において安全確保に努めます。

②学校始業時刻後に本県域に「Jアラートによる緊急放送」があった場合

□学校において避難行動をとり、安全確保に努めます。

なお、下校等の連絡は、状況を見て緊急連絡メールや電話等により、保護者へ連絡します。

◆保護者の皆様には臨機応変な対応をお願いすることになり、状況によっては朝早くの連絡になることも想定されますが、ご理解をお願いいたします。

(4) 緊急時における学園生の引き渡しについて

◆次のような場合に、お子様の引渡しを行います。

<引き渡しを実施するケース>

- 大規模な自然災害（地震、土砂崩れ、洪水等）や原子力災害等が発生し、大きな被害が出たとき
※地震については原則として震度5弱以上を基準とします
- 不審者が学校に侵入し、実被害が出たとき
- 近隣地域で凶悪事件等が発生し、犯人が逃走中で学園生に危害が及ぶ恐れがあるとき
- その他、引き渡しが必要であると判断した場合

◆引き渡し時の連絡手段

○通信手段（携帯メール・電話）が使えるとき

→保護者への引き渡しを実施する場合は、原則学校から緊急メール又は電話によりお子さんの引き取りを依頼します。場合によっては自治会放送により連絡することもあります。

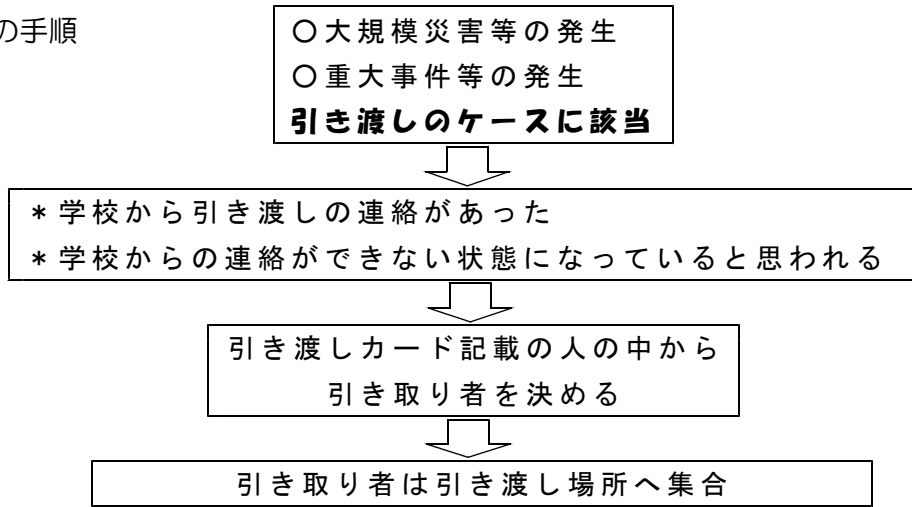
○一切の通信手段が途絶し、連絡できないとき

→学校に学園生を待機させ、保護者の来校を待って引き渡します。上記の「引き渡しを実施するケース」を踏まえて、保護者の判断で来校するようにお願いします。

◆引き渡し場所

原則として、学校とします。学園生の心理的動揺や学校の状況により望ましくないと判断した場合は、設定した引き渡し場所を連絡します。

◆引き渡しの手順



※学園生は字ごともしくは学年ごとに整列しています。担当の職員に、「〇年の〇〇の保護者です」と伝えてください。お子さん本人による引き取り者の確認の後、引き渡します。
 ※引き渡し終了までは、原則として学校又は避難場所で子どもたちの安全を確保します。

◆引き渡しカードについて

円滑かつ安全な引き渡しのために、「緊急時引き渡し確認カード」を使用します。カードには在籍するすべてのお子さんの学年と名前、字名、引き取り者氏名・連絡先等必要事項を記入し、学校に提出いただきます。カードは、上下で切り離し上半分（保護者用）をお返ししますので、ご家庭で大切に保管してください。なお、カードの記載内容が変わる場合は、学校までお知らせください。

<カードの見本>

緊急時引き渡し確認カード

【保護者用】

学 園 生 氏 名			備 考	
9 年	余呉	次郎		
4 年	余呉	一二三		
年				
年				
字名	中之郷	3 3 3		
引き取り者氏名		連絡先電話番号	引き渡した人(○)	引き渡した時刻
①	余呉 一郎	8 6 - * * * *		
②	余呉 花子	0 9 0 - * * * * *		
③	桐畑 太郎	0 9 0 - * * * * *		
④				
学校メール(令和 新メール)配信加入			有	無

もし長浜市で災害がおこったら

◆予想される災害（長浜市総合防災マップより）



1. 地震

予想される地震	マグニチュード	余呉町内の被害想定
柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯地震	7.8	震度6強（一部震度6弱）
南海トラフ巨大地震	9.0	震度6弱（一部震度5強）

- ①グラツときたらまず身の安全を確保します。
- ②火の元確認・窓や戸を開け出口の確保をします。（屋外にあわててとびださない）
- ③家族の安全を確認・近所の安全を確認し、協力し合って救出・救護します。
一次避難所（公民館等）→ その後指定避難所（学校等）へ移動します。

2. 洪水

予想される水害	余呉町内の被害想定
100年に1度の大雨被害 * 余呉川・日間雨量242mm 1時間約10mmが24時間	浸水 2m～5m想定 高時川周辺（上丹生、下丹生等）
* 高時川2日間雨量440mm 1時間約10mmが48時間	浸水 1m～2m想定 余呉川周辺（中之郷、国安、池原等）
	浸水 0.5m～1m想定 余呉川周辺（下余呉、坂口等） 土砂災害警戒区域 全学区

- ①大雨時、状況を常に確認します。ラジオ・テレビデータ放送（NHK・びわこ放送）
- ②避難準備：避難の準備を整え、防災無線、ラジオで情報を確認します。
※お年寄りや子どもは、この段階で避難をはじめましょう。
- ③避難勧告：家族、近所で助け合いながら指定された避難場所にすみやかに避難します。
- ④避難指示：一刻も早く避難場所に避難します。時間のない人は、近くの安全な場所に避難します。
（高い建物等）

3. 原子力災害

予想される被害	余呉町内の被害想定
原子力発電所でトラブルや事故が発生	人体に被害を与える放射線量が測定された場合

- ①屋内退避指示：家の中に入り、窓やドアを閉め、エアコンや換気扇の使用を控えます。外にいた場合は、衣服を脱いで着替え、着ていた服はビニール袋に入れます。顔や手をよく洗います。
テレビや、ラジオで情報を収集します。
- ②避難指示：フード付きの上着と長ズボン、手袋、靴下など、できるだけ肌が隠れる服装で避難します。

◆避難場所について

1. 一次避難場所

各自治会で指定されている場所（公民館、自治会館、広場、神社、寺等）

2. 余呉町内の指定避難所(現在)

1	余呉小中学校	余呉町中之郷777	86-2300、86-3003
2	旧鏡岡中学校	余呉町中之郷1030	
3	中河内集会所	余呉町中河内86-1	86-5557
4	菅並集会所	余呉町菅並741-1	86-2521

※指定避難所とは、

災害発生時に被災者が一定期間避難生活を送るための施設。災害対策基本法に基づいて市町村長があらかじめ指定する場所です。指定避難所には、最低限の寝具等避難生活に必要なものが備蓄されています。災害時には、物資等の配給場所にもなります。

★家庭で日頃から心がけておくこと★

1. もし、災害がおこったらどうするか話し合っておきましょう。

災害は、家族が別々にいるときに起こることもあります。前もって防災マップ等を見て、「どんな道順で、どこに逃げるか。」「家族がどこで集まるか。」を決めておきましょう。

2. 最低限の非常持ち出し品を確認しておきましょう。

3. 災害が起こったときのために3日分の食料と水を用意しておきましょう。

目安 飲料水 1人1L 米 2kg（家族5人）×3日分



※日頃から災害への正しい情報と備えを学んで

家族みんなで大切な命を守りましょう。

4 メール配信システムについて

◆緊急時におけるメール配信の登録について

(1) 配信情報

非常災害や犯罪被害の発生通知等および学校長が必要と判断する連絡事項を配信します。

(2) 料金

登録料は無料ですが、メール配信に係る通信料は登録者負担となります。

(1回の通信料は1～2円程度)

(3) 登録期間

登録の有効期間は、お子様の本校在籍期間中とします。本システムでは、新規に登録をしていただきますと、次年度以降、登録の手続きは不要となります。学校にて自動更新します。なお、お子様の卒業時には、学校にて登録の解除をさせていただきます。

(4) 登録について

①登録方法については、新年度4月になりましたら改めてご案内します。登録は原則として各保護者で行ってください。一家あたり何人でも登録可です。

②重要な緊急連絡もありますので、できる限り登録いただきますようお願いいたします。

なお、登録を希望されない場合は、誠に勝手ながら、登録されている知人や隣人からメールを転送していただくようお願いしていただくか、または学校までご連絡ください。

(5) 利用上の注意

①このメールサービスは、学校からの情報発信のみで、送信したアドレスに対してメールの返信はできません。

②このサービスには、保護者の皆様がメールの内容を確認したかどうかの確認機能がついています。学校よりメールの受信確認をお願いする場合は、配信されたメールの本文にある案内に従い、該当事項にチェックし送信してください。

③メールアドレスの変更や登録解除される場合は、学校に申し出てください。

④携帯電話の電波状態や通信事業者のシステムなどの条件によって、着信に障害が発生したりする場合があります。

⑤登録に際して取得した個人情報、万全のセキュリティー体制で取り扱い、基本的には学校から保護者へのメール配信以外は利用しません。

メール配信に係る問い合わせ先：長浜市立余呉小中学校長
(連絡窓口：教頭 電話 86-2300)

◆資料：メール配信システムの運用に関する規程

平成19年1月10日

長浜市教育委員会

1 目的

保護者への緊急連絡網整備の一環として、あらかじめメールによる情報配信を希望した保護者に非常災害や犯罪被害の発生通知等に係る緊急情報をいち早くメール配信することにより、安全・安心で円滑な学校運営を行うための一助とする。

2 システムの内容

学校（園）と保護者を結ぶ緊急情報のネットワークシステムで、各校園から、あらかじめ緊急連絡の手段として携帯メール等への配信サービス（アドレス登録）を希望した保護者に、緊急で連絡すべき案件や事項について、即時にメールによる一斉配信を行ったり、必要に応じて保護者の受信確認を行ったりする。

3 システムの使用

- ①災害が発生または予想される場合や緊急事案が発生した場合、幼児学園生の安全な非難・安全確保に努めると同時に、災害や類似事案の続発を防ぐため、緊急メールを配信する。また、二次災害を防ぎ、早急に緊急事態発生を知らせ、注意喚起を促すためにも活用する。
- ②円滑な学校運営に資するため、保護者に緊急で連絡する必要がある情報を配信する。

市教育委員会、その他関係機関（者）からの情報をもとに、
各校園から保護者に配信する（各校園独自の情報配信も可）

※情報送信最小単位は学年までで、学級単位での配信は不可。

4 学校（園）管理者

学校長の指導・指示のもと、教頭を情報配信取扱責任者とする。教頭が出張等で不在の場合はそれに代わる者（情報管理担当者等）が行う。なお、幼稚園については園長またはそれに代わる者（副園長）が情報発信を行う。

5 取扱留意事項

- (1) 個人に関わる情報は、長浜市個人情報保護条例の規程に基づき、慎重かつ公正に扱い、個人情報の漏洩等のないように留意する。
- (2) 各校園において指定された管理者（権限委譲された者）以外のシステムの操作およびデータの送受信は厳禁とする。
- (3) メール配信時には、配信内容には細心の注意を払い、配信前に配信先、配信時刻、配信内容および返信の必要性の有無等を十分に確認すること。また、事前にメール送信について校園長による決裁を受けるものとし、特に個人のプライバシーへの配慮や表現・表記上の誤りのないようにする。
- (4) 保護者の受信確認等、特に市教委からの指示がある場合は、それに従う。
- (5) メール配信は、システムの事情等により、情報が配信されなかったり、保護者が開封しない場合が想定されるので留意する。
- (6) メール配信に係る保護者等の対応窓口は、できるだけ情報配信取扱責任者が行い、適切に対応するようにする。

5 個人情報の取り扱いについて

◆本校では、個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」や文部科学省の指針、および長浜市の条例に従い次のように取り扱います。趣旨をご理解いただき、ご了承いただきますようお願いいたします。

1. 個人情報とは

名前、住所、電話番号、生年月日など、個人が特定・識別できる情報です。

学校では次の方法によってのみ、個人情報を収集、保有します。その他第三者から、個人情報を収集することは一切ありません。

- (1)保護者やお子様からの提出によるもの
- (2)「入学通知書」等、関係諸機関からの法令に基づいた送付によるもの

2. 個人情報の利用目的

- (1)入学や転学、進学手続きのため
- (2)教育活動や学校生活全般に関わる管理や連絡のため
- (3)お子様や保護者への連絡や、必要書類発送のため
- (4)身体・生命を保護するため（校長が緊急の必要を認めた場合に限る）
- (5)各種競技会、展覧会等の名簿提出に係る連絡・報告のため

3. 個人情報の作成・管理

学校が作成・保有する個人情報については、学籍関係・学習評価・名簿等があり、紛失や流出などの事故がないよう、厳正に管理しています。また、成績、身体的特徴、家庭環境、健康状態など、一切の個人情報についても同様に管理しています。なお、校内では情報管理責任者を置き、個人データの保護と管理について、整備管理体制の充実に努めています。

4. その他

- (1)本校では、卒業アルバムの作成や尿検査等を専門業者に委託する場合があります。委託する業務に個人情報が含まれる場合は、業務委託契約を締結し、情報が紛失・流出することのないよう、適切な措置を講じます。
- (2)学校の教育活動の成果等を発信することを目的として、次のように子どもたちの名前や顔・姿等の写真、映像等を使用させていただく場合があります。ただし、使用させていただくものは必要最小限にとどめるなど、プライバシー面で配慮しますが、不都合な方はあらかじめ学校にその旨お知らせください。
 - ア、学校だよりや学級・学年通信、ホームページ等
 - イ、新聞やテレビ、ラジオ等のマスコミ媒体
 - ウ、学校の各種研究発表や研修会等に使用する資料等
- (3)学校が保有する個人情報については、本人および保護者に限り、開示や訂正を求めることができます。

※個人情報の取扱いに関してご不明な点がございましたら、学校までお問い合わせください。

V 保健室より

1 基本的な生活習慣について

(1) 早寝、早起きをする。

●前期課程の児童の睡眠時間の目安は9～10時間

●後期課程の生徒の睡眠時間の目安は8時間

(2) 朝食は必ず食べる。

(3) 毎朝、排便の習慣をつける。

(4) 朝、夜の歯みがきをする。

(5) 手洗い・うがいをする。



2 保健室から

(1) 登校前の健康観察について

朝、お子さんに声をかけ元気な姿を確認して送り出すことは、体の面はもちろん心に安心感を与えます。必ず登校前にお子さんの様子をみてあげてください。(目覚めの様子・顔色(蒼白い、紅潮、目の充血等)・朝食の様子・身体症状の有無等)朝から具合が悪いようでしたら、体温測定をお願いします。状態に合わせて必要な場合は受診をお願いします。欠席や遅刻をする場合は、必ず朝のうちに連絡をしてください。連絡方法についてはP57を参照してください。

(2) 保健室の役割

- ◆健康診断や身体測定などを実施し、健康管理をします。
- ◆心や体の健康についての相談を行います。
(気になることがありましたら、気軽にご相談ください。)
- ◆軽微なけがの手当や医療機関へ搬送するまでの応急処置および同行をします。
- ◆体調不良時の手当をします。
- ◆集団や個別の保健指導等、健康教育をします。

*原則として、継続した手当ではしません。

*内服薬や目薬はありません。必要な場合は持参ください。

*症状の重いけがや病気の場合は受診します。

*発熱された場合やしばらく休養しても回復しない場合、受診する際には家庭連絡します。

*緊急の連絡先を年度当初に『救急カード』に記入してもらいます。個人情報の保護には十分配慮しますので、携帯電話の番号も記入してください。

(3) 学校感染症について

学校感染症とは、学校において予防すべき感染症として学校保健安全法に定められた感染症のことを言います。『出席停止』となり、欠席扱いになりません。

学校感染症の例：

新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、百日咳、麻疹（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
風疹（三日ばしか）、水痘（水ぼうそう）、咽頭結膜炎（プール熱）、結核
髄膜炎菌性髄膜炎、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎など

◆「出席停止」の目的

“病原体を多量に排泄しており他人へ病気をうつしやすい期間”であることから、集団の場での感染症の流行を防止するために行います。

◆出席停止の手続きの流れ

- ①医師から感染症の診断を受けたら、速やかに学校に連絡してください。
- ②医師の診断に従い、必要な期間、治療と休養を十分にとってください。
- ③登校する際は、医師の指示に従って登校してください。
- ④「感染症罹患による欠席報告書」に必要事項を保護者の方で記入していただき、登校時にご提出ください。（医療機関による証明書の提出は不要です。）

(4) アレルギー対応について

アレルギー疾患をおもちのお子さんについては、個々の状況を正確に把握し、緊急時の対応について準備をしておく必要があります。

学校においてお子さんのアレルギーに対する配慮や管理が必要と思われる場合は、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」へ主治医により記載していただき、学校へご提出をお願いします。（アレルギー疾患のないお子さんや、アレルギー疾患をおもちのお子さんでも、学校での管理等が不要の場合は必要ありません。）

※アレルギー疾患とは：気管支喘息、食物アレルギー・アナフィラキシー、アトピー性皮膚炎、アレルギー性結膜炎、アレルギー性鼻炎

「学校生活管理指導表」の用紙は学校にありますのでお申し出ください。

また、食物アレルギーのお子さんで、給食等での除去食等の配慮を必要とされる場合は申請書等も合わせて提出していただきます。

管理指導表・診断書等につきましては、個人情報としての取り扱いに留意します。

3 医療費について（独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害給付）

◆学校管理下（登下校を含む）で発生した災害について、医療費や見舞金が給付されます。

別途の配付資料をご覧の上、ご加入ください。加入手続き等については、毎年4月に配付する用紙を読んでいただき、同意書を提出してください。（新1年生のみ）

(1) 災害給付の対象について

日本スポーツ振興センターは、学校生活において、子どもたちが健康で安全に過ごすために、いろいろと考え推進していく法人組織です。その中の一つに災害給付に関する業務があります。万一不幸にも学校管理下で医療を要する災害にあった場合は災害給付が受けられます。

医師等にかかり、**治療費の総額が5,000円以上になる場合が対象**です。窓口の**支払額(3割負担)が概ね1,500円以上**です。ただし、けがの原因である事故が、第三者などにより補償を受けた場合には給付されないこともあります。

なお、学校管理下とは、授業中、休み時間、学校行事、部活動(休日練習、対外試合含む)、登下校等のことをいいます。

(2) 災害給付を受ける場合

給付金を請求するときは、学校に必ず申し出てください。(家庭より受診された場合は医療機関名及び薬局名をお知らせください。)ご不明な点は、遠慮なく保健室へお尋ねください。

4 教育相談について

(1) スクールカウンセラーについて

◆余呉小中学校には、月に数回スクールカウンセラーが来られます。

臨床心理士という資格をもった、こころやかなやみの相談の専門家です。温かく皆さんの相談を受け止めていただけたらと思います。どうぞ気軽に相談してください。スクールカウンセラーとの面談は秘密厳守で行われます。相談した内容が教職員やご家庭の方に伝わることはありません。

また、保護者の皆様からの相談も受け付けております。お子さんに関することや、保護者の方自身のことなど、どんなことでも構いません。

◆相談するためには・・・

気軽に、学級担任または養護教諭、教育相談担当まで申し出てください。

(2) 長浜市の相談機関について

◆長浜市には、いくつかの相談機関があります。学校と協力して少しでも子どもの心が元気になるよう支援していただいています。

★教育センター(教育相談室) Tel: 74-3702

*不登校の解消や対人関係能力の向上・発達に関する支援や相談を希望される場合は、原則、学校を通して申し込みをしてください。

★木之本青少年センター Tel: 82-4798

*青少年の問題行動等についての相談に応じます。

長浜市役所北部合同庁舎3階

(住所)長浜市木之本町木之本1757番地2



VI事務室より

1 定期集金、諸経費について

◆本校では、生徒の学校生活や学習活動に要する諸経費について、保護者の方が指定された金融機関から口座振替により集金をさせていただいております。

その概要については以下の通りです。

(1) 口座振替を実施する理由

- 現金集金をなくし紛失等の金銭事故防止を図るため。
- 会計事務の効率化と適正化を図るため。

(2) 口座振替により集金する種類と金額

【4～2月】

・学年費：使用する教材費・学園生会費・日本スポーツ振興センター掛金等に使います。

※第1ステージ(1,500円) 第2・3ステージ(2,500円)

・研修旅行、修学旅行・アルバムの積立金（臨時的に徴収する場合があります。）

※修学・研修旅行等 5・6・8年生（2,500円） 7年生（5,000円） ※積立金は変更になる場合があります

※アルバム製作 9年生 ※必要に応じて徴収

【5月】

・PTA会費年額3,000円（5月に引き落としをします。）

※兄弟姉妹のあるご家庭は、最高学年のお子さん(長子)から集金します。

【3月】

・過不足は、2月に調整します。状況により、それ以前に調整する場合があります。

・精算報告は、学年末に報告させていただきます。

【臨時徴収】

※校外学習費等に要する経費等については別途、集金方法や金額を「学年だより」で保護者の皆様に連絡します。

(3) その他 後期課程の学校給食費については、学校給食会が口座振替を行います。引き落とし日および金額は別途ご案内させていただきます。

◆学年別月額引き落とし予定◆

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
1年	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	—	16,500
2年	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	—	16,500
3年	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	—	16,500
4年	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	—	16,500
5年	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	—	55,000
6年	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	—	55,000
7年	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	—	82,500
8年	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	—	55,000
9年	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	—	27,500
引落日	4/26	5/27	6/26	7/26	8/26	9/26	10/28	11/26	12/26	1/27	2/26	—	—

↑長子のみPTA会費を加えて引き落とします。

(3) 口座振替の方法

◆毎月の26日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）に保護者が指定した金融機関より、引き落としさせていただきます。4月から2月の11ヶ月です。

※万一、引き落としできなかった場合は、別途連絡をさせていただきます。

(4) 取扱金融機関

◆JA北びわこ ②関西みらい銀行 ③長浜信用金庫 ④滋賀銀行

(5) 申し込み手続き方法

◆「学費等預貯金口座振替申込書」および「学費等預貯金口座振替依頼書」をご記入いただきご提出をお願いします。

◆兄弟姉妹が余呉小中学校に在学中の場合も、学園生一人ひとりの手続きが必要ですので必ず提出いただきますようお願いいたします。

※在籍中に金融機関や口座等の変更をされる場合は事務担当者までご連絡ください。

【参考資料】市民で支える小学校給食費補助事業（前期課程のみ）

この制度は、次世代を担う子どもたちの成長を支えることで、安心して子育てができるまちを目指すもので（平成28年9月より実施）、長浜市で学校給食費を補助し、子育て世代の経済的負担を軽減します。

1. 補助対象者

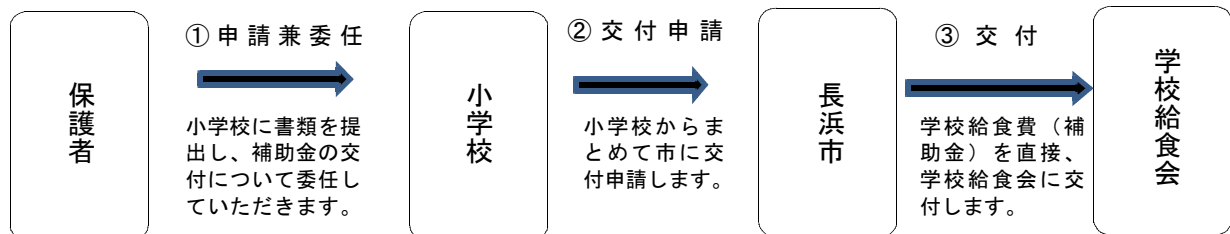
小学校に在籍する児童の保護者で、長浜市内に住所がある方
ただし、次の方は、補助の対象になりません。

- ・生活保護費を受給されている方
- ・就学援助費、特別支援就学奨励費を受給されている方
（給食費の支給分については、給食センターへ直接支払いになります。）
- ・在籍する小学校において学校給食の提供を受けていない方
- ・学校給食費を滞納している場合
（滞納分の支払い方法については、ご相談ください。）



2. 補助のおおまかな流れ

長浜市から直接、学校給食会に学校給食実費分（補助金）を交付しますので、学校給食費を小学校に支払っていただく必要はありません。



3. 補助申請等の方法

申請書兼委任状(様式第1号)に必要事項を記入し、入学する小学校へ提出してください、生活保護や就学援助を受けられる方も申請中の場合は、補助申請書を提出してください。

※給食費は、学校給食の食材に関する経費として補助しています。調理に係る人件費や燃料費等は長浜市が支出しています。

2 就学援助制度について

長浜市教育委員会では、経済的に困りの保護者の方を対象に、学校で必要な教育費の一部を援助しています。該当される方で、援助を希望される方は、4月30日(火)までに申請をお願いします。
また、今まで援助を受けていた方も、改めて申請が必要です。

(1) 就学援助対象の方

長浜市内に住所を有し、県内国公立の小・中学校に在学している児童・生徒の保護者のうち、次のいずれかに該当する場合は、就学援助費の給付対象となります。

- ①生活保護を受けている場合
- ②世帯全員の市民税が、非課税である場合
- ③令和5年分の所得が、長浜市教育委員会の定める基準額以下である場合
- ④当該年度において、失業、家庭事情の変動により、所得が著しく減った場合

【世帯の所得基準参考例】※生計同一の世帯全員の総所得額が対象

世帯員数	世帯の状況	令和5年中の 所得基準額
2人	親1人(32歳)、子1人(小学1年生)	約193万円
3人	親1人(33歳)、子2人(小学2年生・4歳児)	約227万円
3人	両親(43歳・39歳)、子1人(小学6年生)	約230万円
4人	両親(45歳・43歳)、子2人(中学2年生・小学4年生)	約279万円
5人	両親(46歳・42歳)、子3人(中学3年生・小学6年生・2年生)	約320万円
6人	両親(48歳・43歳)、子2人(高校2年生と中学1年生)、祖父母(77歳・72歳)	約333万円

★所得基準額は大体の目安です。人数や年齢などの世帯構成の状況により基準額が異なります。
また、法令の改定により基準額が変わる場合もあります。

(2) 主な給付内容

※次の表は4月認定の場合です。5月認定以降は支給内容や金額が変わります。(令和6年度)

	義務教育学校前期課程	義務教育学校後期課程
学用品費(年額) (年度途中の場合は月割相当額)	1年生 13,230円 2~6年生 15,500円	7年生 25,040円 8・9年生 27,310円
新入学学用品費 (※新入生の4月認定者のみ)	54,060円	63,000円
修学旅行費 (※実施月に認定のある人のみ)	学校からの報告に基づいた実費相当額を給付(学校へ振込。) ※修学旅行実施後に認定のあった人は対象となりません。	
学校給食費	学校給食に要する費用の実費相当額を給付	
その他	校外活動費・通学費・医療費など必要に応じて給付	

(3) 申請方法

◆申請書に必要事項を記入、関係書類を添付のうえ、学校または教育委員会に提出してください。
世帯で1枚の申請となります。

※学園生が2人以上の場合はまとめて申請してください。

◆申請書は、各学校または教育委員会にあります。また、長浜市役所ホームページから申請書をダウンロードすることができます。

※令和6年度申請書については3月以降にダウンロードできます。

※生活保護を受けている場合は、申請書の提出は不要です。



(4) 受付期間

★3月1日(金)～4月30日(火)

◆4月分から就学援助費を受給するために、4月30日までに申請書を提出してください。
遅れますと、新入学学用品費や修学旅行費の支給に影響しますのでご注意ください。

◆受付期間を過ぎての申請は、随時受け付けとなりますが、就学援助費の支給は申請(受付)のあった月の翌月からとなります。(申請日が1日ならその月から対象)

(5) 申請に必要な関係書類～児童生徒と生計を同じにする方全員の書類が必要です。

①令和6年1月1日に長浜市に住所がなかった方

令和6年中の所得がわかる書類

- ・源泉徴収票または市県民税・所得税申告書の写し(コピーでも可)
- ・自営業など事業所得のある方は、令和5年分確定申告書の控えでも可。
- ・年金受給中の方は、年金支給額のわかる書類(年金振込通知書など)でも可。

※所得証明を添付される場合…対象は令和6年度所得(課税)証明書となりますが、発行は令和6年6月1日以降となりますので、ご注意ください。

②住まいが持ち家でない場合(世帯全員の市民税が非課税の場合は除く)

家賃がわかるもの(契約書の写しなど)

※契約書のコピーなどの添付が困難な場合は、「家賃・間代証明書」(学校または教育委員会にあります)を添付してください。

③失業、家庭事情の変動により、所得が著しく減った場合や、病気等により、世帯の支出が著しく増えた場合

担当地区の民生委員の意見

世帯の状況がわかる書類(離職票や給与明細書の写しなど)

(6) その他

①就学援助の認定・否認定の通知は、6月下旬ごろに行います。

②税が未申告の場合は、所得に関係なく、必ず申告を済ませてから申請をしてください。

③就学援助費は、1学期分を7月、2学期分を12月、3学期分を3月に給付する予定です。

※修学旅行費については、上記の支給とは別に、学校を通じ支給させていただきます。



<問い合わせ先>

学校または、長浜市教育委員会事務局すこやか教育推進課
TEL 65-8606
(長浜市八幡東町632 長浜市役所5階)

3 各種証明書について

◆学校で発行する証明書は、「在学証明書」「卒業証明書」「学校学生生徒旅客運賃割引証」(学割証)等があります。いずれも発行は無料です。

※「学校学生生徒旅客運賃割引証」

後期課程(中学生)になるとJR運賃は大人料金になりますが、片道100km以上ある場合は、この学割証を使用することで運賃が2割引きになります。旅行等にご利用ください。

例：米原駅～東京駅片道通常運賃7,480円→学割運賃5,980円 (特急料金は対象外)

【参考】長浜駅～茨木駅(大阪)103,6km……これより以西

長浜駅～大高駅(愛知県名古屋市)100km……これより以東

◆その他「在学証明書」「卒業証明書」「成績証明書」「教科書給与証明書」などを転出・進学・就職等の理由により発行します。詳しくは事務担当者までご連絡ください。

4 学校施設使用について

本校の体育館・運動場等の施設は、地域住民によるスポーツやレクリエーション活動のために利用することができます。利用に際しては、長浜市役所スポーツ振興課にて所定の手続きにより事前に許可申請を行ってください。なお、旧鏡岡中学校の体育館も使用できますが、部活動等の教育活動がある場合は、そちらが優先となりますのでご了承ください。

(1) スポーツ少年団活動等、定期的に使用する場合は、あらかじめ使用団体としての登録申請(様式「学校体育施設使用団体登録申請書」)が必要となります。

登録後、使用許可申請(様式「学校体育施設使用許可申請書」)を行ってください。詳細は、長浜市役所スポーツ振興課にお問い合わせください。

(2) 単発で使用される場合は、「学校施設等使用許可申請書」により、事前に許可申請を行ってください。

◆学校を借りるには、長浜市学校施設等の目的外使用に関する規則に基づいて利用できる範囲が定められています。

※施設開放の許可条件

長浜市立学校(以下「学校」という。)の施設等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を制限し、又は使用を取り消すことができる。

(1) 学校教育に支障があると認められる場合

(2) 特定の政党若しくは公選による公職の候補者を支持し、又はこれに反対するための使用、その他の政治的活動のために使用する場合。ただし、公職選挙法(昭和25年法律第100号)に基づく個人演説会に使用する場合を除く。

(3) 特定の宗教を支持し、又はこれに反対するために使用する場合、その他の宗教的活動のために使用する場合

(4) 営利を目的として使用する場合

(5) 公益に反するおそれがあると認められる場合

(6) その他学校管理者が管理上支障があると認める場合



VII 連絡・お知らせ

1 学校に連絡する

- ◆学校を欠席、遅刻、早退をされる場合は、「余呉小中遅刻・早退・欠席連絡システム」で必ず連絡をお願いします。(P55参照)
- ◆8時以降の入力は、電話でも学校に連絡をしてください。また、徒歩通学・バス通学の場合とともに登校班のリーダーにも必ず連絡をお願いします。
- ◆バス通学の場合、余呉バスにも連絡をお願いします。
- ◆忌引きになる場合は次のとおりです。

亡くなった人	父母	祖父母	曾祖父母	兄弟姉妹	おじおば
日数	7日	3日	1日	3日	1日

※遠い場所へ行く必要がある場合は、往復日数を加えることもできます。

- ◆学校感染症と診断された場合は「出席停止」となります。

2 学校に相談する

- ◆お子さんについて気がかりな面や配慮を要することがございましたら、気軽に学級担任までご連絡・ご相談ください。電話や手紙、連絡帳などどのような方法でも構いません。
- ◆お子さんについて担任や学校に対する疑問が生まれたときには、まず担任に連絡を取ってください。話し合うことで、問題の多くは解決することができます。
- ◆学校では、担任以外にも多くの教職員でお子さんの成長を見守っています。担任と連絡を取り合っても問題が解決しない場合や、担任に伝えられずに悩むことがあれば、遠慮なく担任以外の教職員に連絡を取ってください。また、常時、教育相談の窓口も設けております。
- ◆子育ての悩みや、家庭内での相談ごとなど、教職員以外の専門家に相談されたいときは各種相談機関をご紹介します。詳しくは学校までお問い合わせください。

★子ども・子育て応援センター★ 大津市京町四丁目1番1号

いじめ、不登校、非行、虐待など子どもや親の不安・悩みの相談

□開設日：土・日・祝日を含む毎日(ただし、年末年始12/29~1/3は休み)

□開設時間 午前9時~午後9時

□電話相談(こころんだいやる) 077-524-2030

0120-0-78310 (24時間子供SOSダイヤル)

□面接相談 (先に電話で予約が必要です。受付時間午前9時~午後5時)

077-528-3563 (FAX) 077-528-4855

*FAXでのご相談にも応じています。

★滋賀県心の教育相談センター★ 滋賀県野洲市北桜

電話相談や来所相談により、不安や悩みの軽減を図りながら学校復帰、社会参加と自立

をめざして、カウンセラー（臨床心理士）による相談を行っています。
幼児、小学校・中学校・義務教育学校、高等学校、中等教育学校または特別支援学校の児童生徒、保護者、学校関係者など、不登校でお困りの方を対象にしています。国公立・私立を問いません。

「電話相談」と「来所相談」があります。詳しくはwebをご覧ください。

□開設日：月曜日から金曜日（祝日、年末年始は除く）

□開設時間 10：30～12：30 13：30～16：00

□電話番号 077-586-8125 ※ひとまず相談（初回）は、毎日予約制です。

ひとまず相談（初回の相談）を申し込まれる方は電話でお申し出ください。

お時間の都合がつかない場合は配慮いたします。

3 学校の情報

◆余呉小中学校では、お子さんの様子や学校に関する情報について、様々な方法で保護者の方にお知らせします。

◆大切な連絡はプリント配付します。お子さんに持ち帰ってもらいますので、特に低学年のお子さんは毎日ご確認ください。

◆また、学習参観や学校行事など、保護者の方に来校していただける機会を設けます。

◆学校報はほぼ毎月1回、学年だよりや学級だよりは適宜発行する予定です。

◆学校のホームページでは、学校の様子をタイムリーにお知らせします。閲覧できる環境を整えておかれることをお勧めします。

URL: <http://yogo-es.nagahama.ed.jp/>

QRコードからご覧いただけます。



4 新入生の保護者の方へ

春風とともに、新しい年度が始まります。

お子さんたちは、余呉小中学校の入学を楽しみにしておられることと思います。お子さんが学校生活に1日も早く慣れ、楽しく充実した毎日を送れるために次のことをご配慮ください。

(1) 入学前に身に付けておきたいこと



①規則正しい生活習慣

●早寝・早起きをする

睡眠は心の疲れをとる働き、脳を休める働き、体を成長させる働きがあります。

睡眠をしっかり取らないと学習に集中することが難しかったり、イライラしたりします。

午後9時までには就寝できるよう家族みんなで心がけてください。

●朝食をしっかり食べる

午前中の脳や体のエネルギー源となる朝ごはん。朝ごはんを食べると脳も体もしっかり起きるので、学習に集中できます。

●朝、排便をする

毎朝の排便が規則正しくできると体調がすっきりし、活動力がアップします。

●食後の歯みがき、手洗いうがいをする

乳歯から、永久歯へ生え変わりの時期です。丁寧にみがきましょう。

また、外から帰った時、食事前、トイレの後等に手洗いうがいをすることは、病気予防の基本です。また、毎日清潔なハンカチやティッシュを持たせてください。

②あたたかい人間関係づくり

●あいさつが進んで言える

「おはよう」「いってきます」「さようなら」のあいさつや、「はい」の返事が言えるようにしましょう。

●人の話をじっくり聞ける

人の顔を見て、話をじっくり聞くことができるようにしましょう。

●思っていることをはっきりと言える

トイレに行きたい時、急にお腹が痛くなった時など、困ったときにはすぐに誰かに伝えられると集団生活がスムーズに送れます。

●友達と仲良く遊べる

友達と遊ぶことにより、体力、社会性、自制心、創造力等がつきます。

また、「ありがとう」「ごめんなさい」が素直に言えるといいですね。

③自立心

●自分のことは自分でできる

「服をひとりで着替え、脱いだ服をたたむ。」「靴を脱いだら、そろえておく。」

日頃から見守り、ひとりでできるようにさせてください。

「自分でやるんだ。」「自分でできた。」という気持ちと習慣づけが大切です。

●自分の名前がはっきりと言える

自分の名前は、ひらがなで読めるようにしてください。


また、住所、保護者の名前、電話番号も言えるといいですね。

(2) 入学の諸準備について

①服装について

学習時の服装	学校指定の制服(ブレザー)、市販のポロシャツ・ズボン等 学校指定の上靴 ※上靴袋(園で使用のもので可)に入れて持たせてください。
体育・作業時の服装	学校指定の体操服(紺色)を使用してください。 半袖体操服・ハーフパンツ 長袖体操服・体操服長ズボン 赤白帽(ゴムをつけてください) 体育館シューズ(学校指定のものを使用してください) 体操服入れを用意してください。 ※リュック型で薄手の布製。ひもを長くするとかばんの上から背負えます。
水泳時の服装	黒か紺のスクール水着 (男子の場合、ひもはゴムにしておくとう着脱しやすいです) 白色のメッシュの水泳帽
給食時の服装	エプロン(前ボタン式)、帽子、マスク 布袋に入れて持たせてください。 ※ワッペンや刺繍などワンポイントがあると自分のものだとわかりやすいです。
登下校時の服装	カッパ(雨天時) ※傘も認めています。(バス通) 黄色の帽子(後援会) 寒い季節は防寒着を着用させてください。

②持ち物・学用品について

ランリュック	学校指定のもの	
防犯ブザー 熊よけ鈴	入学式の日配付します。 ランリュックに取りつけてください。	
教科書	入学式の日配付します。	
ノート	当初の分は学校で一括して準備をします。	
名札	入学式の日配付します。	
はさみ	園で使用していたもので結構です。	
筆箱	開閉式のもの(1,2年生はチャック式や缶ペンケースは禁止です) B(HB)の鉛筆5本、赤鉛筆1本(削っておく) 消しゴム(消しやすい実用的なもの。本体にも名前を書いておいてください。)	
下敷き	無地のもの	
机の引き出し	中央にしきりのついているもの	
色鉛筆	12色程度(鉛筆芯のもの)(園で使用していたものでかまいません。)	
パス	12色程度(園で使用していたものでかまいません。)	
水性カラーペン	12色程度(園で使用していたものでかまいません。)	
給食袋	はし、はし箱、コップ、歯ブラシ、歯磨き粉 (ナフキンを入れて毎日持たせてください。)	
座布団	30cm×30cm程度の大きさ。幅広ゴムをつけてください。(園で使用していたものでかまいません。)	
ぞうきん	2枚(名前を書いてください)	
絵本袋	園で使用していたもので結構です。(持ち手から底まで40cm以内)	

※持ち物にはすべて名前を書いてください。

※購入される場合はできるだけシンプルなものにしてください。

5 PTAについて

- ◆「余呉小中学校PTA『鏡岡』」として、学年部、研修・広報部、環境・生活安全部を設け、様々な活動を行っていきます。

名 称	余呉小中学校PTA「鏡岡」
会 員	余呉小中学校に在籍する学園生の保護者並びに教職員
役 員 (R6年度)	各学年委員2名（男女各1名）を選出し、その中から会長1名、副会長1名、学年部長1名および部員8名、研修・広報部長1名と環境・生活安全部長1名およびそれぞれの部員を合わせて5名とする 会計監査委員2名、学校代表若干名、事務局若干名
組 織	下図参照
会 費	保護者一世帯あたり年額3,000円（5月に引き落とします。）

PTA組織図

役員構成



学年別の学年委委員の割り振り

	正副会長	学年部	研広、環境部
9年	○会長	○ステージ長 学年部長	
8年	○副会長	○部員	
7年		○ステージ長	○部員
6年		○部員	○部員
5年		○部員	○部員
4年		○ステージ長	○部員
3年		○部員	○部員
2年		○部員	○部員
1年		○部員	○部員

内2名が部長

各部の事業（抜粋）

- ① 学年部
親子活動、運動会、プール解放
- ② 研修・広報部
研修会開催、広報誌発行
- ③ 環境・生活安全部
資源回収、奉仕活動、あいさつ運動、子ども見守り事業

6 コミュニティ・スクール(学校運営協議会)について

◆コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会を設置し、学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支えていく「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みです。

長浜市では、平成24年度より市内すべての小中学校に学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールに指定し、地域住民が学校運営に参画する体制を確立しています。

◆学校運営協議会は、保護者や地域住民から構成され、学校運営の基本承認をしたり、教育活動について意見を述べるといった取組が行われています。これらの活動を通じて、保護者や地域の皆さんの意見を学校運営に反映させることができます。

◆小中一貫教育校およびコミュニティ・スクールの機能を高めるため、子ども・保護者・地域の方々・教職員が目標や取組を共有し行動するために、「よごトーク」(四者熟議)などを計画しています。「めざす子ども像」の実現に向け、「すばらしい学校にするためには」について、学校、子ども、家庭、地域においてそれぞれがどんな取組を行うのか話し合いました。今後も取組の検証を加えながら、引き続き「よごトーク」(四者熟議)を開催し改善を図っていきます。

◆地域に育つ子どもたちの豊かな育ちを支援する組織ですので、学校に関する様々なご意見等を学校運営協議会へお届けください。



7 連絡先一覧表

名 称	住 所	電話番号
余呉小中学校	長浜市余呉町中之郷777	86-2300
よご認定こども園	長浜市余呉町東野363	86-2345
長浜市役所	長浜市八幡東町632	62-4111
余呉支所	長浜市余呉町中之郷2434	86-3222
余呉まちづくりセンター	長浜市余呉町中之郷1117-1	86-8126
中之郷診療所	長浜市余呉町中之郷2434	86-8105
中之郷駐在所	長浜市余呉町中之郷929	86-2159
長浜消防署伊香分署余呉出張所	長浜市余呉町中之郷1015	86-4119
木之本青少年センター	長浜市木之本町木之本1757-2	82-4798
朝倉呉服店	長浜市余呉町中之郷1545-2	86-3205

VIII 資料

1 P T A 規約

余呉小中学校「鏡岡学園」P T A 会則

(名称)

第1条 本会は、余呉小中学校（以下、「学校」という。）「鏡岡学園」P T A と称し、事務局を学校に置く。

(目的)

第2条 本会は、家庭、学校、地域が連携協力し、教育や地域に関する理解を深め、その振興に努めるとともに、学園生の健全な育成と会員の研修・親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 家庭、学校、地域の交流を深め、教育や地域に関する理解と教養を高めること
- (2) 学校及び地域における教育環境の改善・充実を図ること
- (3) 学園生の生活安全確保と健全育成に関すること
- (4) 学園生のあらゆる学習環境の整備に関すること
- (5) 会員の研修に関すること
- (6) その他、本会の発展のために必要と認められる事業

(会員)

第4条 本会は、学校の学園生の保護者及び学校に勤務する職員、本会の趣旨に賛同する者をもって組織する。

2 保護者の投票及び会議における議決権は1世帯1票とし、保護者の会員数はこれに準ずるものとする。

(専門部)

第5条 本会には事業推進のために次の専門部を置く。

- (1) 研修・広報部
- (2) 環境・生活安全部
- (3) 学年部

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) ステージ長 3名（第1、第2、第3ステージ各1名）
- (4) 部長 各専門部1名（但し、学年部長は、第3ステージ長が兼ねる。）
- (5) 学年委員 各学年2名（男女各1名）
- (6) 学校代表 若干名（学校長、学校管理職若干名）
- (7) 事務局 若干名（庶務、会計各1名以上）
- (8) 会計監査委員 2名

2 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、これを代行する。
- (3) ステージ長は、会長を補佐するとともに各ステージを統括する。
- (4) 部長は、会長を補佐するとともに各専門部を統括する。
- (5) 学年委員（正副会長を除く）は、専門部に所属し、P T A活動を推進する。
- (6) 学校代表は、会議に出席し、意見を述べるができる。
- (7) 事務局は、庶務、会計及びその他の事務に当たる。
- (8) 会計監査委員は、本会の会計を監査する。

3 役員の選出は、次のとおりとする。

- (1) 正副会長及びステージ長、部長は、学年委員から選出し、委員会の承認を経て決定する。
- (2) 学年委員は、学年ごとに保護者から選出する。
- (3) 学校代表の内、学校長以外の学校代表は、学校長が学校管理職から選出する。
- (4) 事務局員は、学校職員の中から会長が委嘱する。
- (5) 会計監査委員は、保護者の中から会長が委嘱する。

4 役員の任期は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。但し、再任を妨げない。なお、欠員の場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（自治会委員）

第7条 本会に自治会委員を置く。

- 2 自治会委員は、各自治会の会務の運営に当たる。
- 3 自治会委員は、学園生における自治会ごとの代表者の保護者が担当する。

（会議）

第8条 本会における会議は、次のとおりとする。

- (1) 総会
 - (2) 委員会
 - (3) 四役会
 - (4) 専門部会
- 2 会議の任務等は、次のとおりとする。
- (1) 総会は、毎年1回以上開催し、会則の改廃、予算、決算、事業計画その他重要事項を議決する。なお、総会は、会員の半数以上（委任状含む）の出席をもって成立する。
 - (2) 委員会は、正副会長、ステージ長、部長、学年委員、学校代表、事務局で構成し、企画運営その他の重要事項を審議し、運営に当たる。
 - (3) 四役会は、正副会長、ステージ長、部長、学校代表、事務局で構成し、重要事項を審議し、委員会に提案する。
 - (4) 専門部会は、部長が招集し、提案事項の協議や活動を行う。但し、学年部においてステージ単位の会議を開催する場合は、ステージ長が招集することができる。
- 3 会議のすべては、出席人数の過半数の同意をもって議決する。

（会計）

第9条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金その他の収入をもってあてる。

- 2 本会の会費は、保護者1世帯あたり年額3000円、学校職員1人あたり年額3000円とする。

付 則

本会則は、平成30年4月1日より施行する。

本会則は、令和3年5月8日より改正する。

本会則は、令和5年12月2日に改正し、令和6年4月1日より施行する。

余呉小中学校PTA「鏡岡」運営細則（案）

（正副会長及びステージ長、部長の選出方法）

- 第1条 会則第6条第3項第1号に規定する選出の内、会長及び第3ステージ長については、新9年生の学年委員の互選により選出する。
- 2 副会長については、新8年生の学年委員の互選により選出する。
- 3 第1ステージ長及び第2ステージ長については、新8年生及び新9年生の学年委員の協議により新4年生及び新7年生の学年委員から各1名を選出する。
- 4 研修・広報部長及び環境・生活安全部長については、新8年生及び新9年生の学年委員の協議により新1年生～新7年生の学年委員から選出する。但し、同一の学年から複数名を選出することはできないものとする。

（学年委員の選出方法）

- 第2条 会則第6条第3項第2号に規定する学年委員は、学年ごとに保護者による選挙を行い、その結果を踏まえたうえで、現四役会において、各学年の保護者から男女各1名を選出する。なお、選挙については、現学年委員を除いたうえで行う。
- 2 学年委員の所属する専門部については、新8年生及び新9年生の学年委員の協議により決定する。なお、学年部については、すべての学年の委員が所属するように配置するものとする。

（会計監査委員を委嘱する者）

- 第3条 会則第6条第3項第5号の規定により会長が委嘱する会計監査委員は、前第1ステージ長及び前第2ステージ長とする。

（慶弔についての取扱）

- 第4条 会員及び学園生が死亡した場合又は不慮の事故、災害に遭遇した場合は、その都度三役が協議して対応する。

付 則

本運営細則は、平成30年4月1日より施行する。

本運営細則は、平成31年1月18日より改正する。

本運営細則は、令和3年5月8日より改正する。

本運営細則は、令和5年12月2日に改正し、令和6年4月1日より施行する。

本運営細則は、委員会の決定により改正できる。

2 各種証明書様式

感染症罹患による欠席報告書

長浜市立 余呉小中学校

年 組 (氏名)

発病した日 (1)	令和 年 月 日 (インフルエンザの場合、発熱、倦怠感(体のだるさ)、筋肉痛などがみられた日)
医療機関受診日	令和 年 月 日
受診した医療機関 (病院・医院の名称)	病院・医院・クリニック・診療所
診断された病名	(インフルエンザの場合: A型・B型・医師の臨床診断)
症状がなくなった日(2)	令和 年 月 日 (インフルエンザの場合は、解熱した日)
学校を欠席した期間	令和 年 月 日から 月 日まで (土・日曜日も含めて)
補足事項 (医師からの指導事項等)	インフルエンザの場合、 (1)の翌日から5日以上、かつ(2)の日から2日以上経過するまで自宅療養が必要です

医師の指導に従い、学校を欠席(自宅療養)したことを報告します

長浜市立余呉小中学校 学校長 様

令和 年 月 日

保護者氏名

印

生徒旅客運賃割引証（学割証）の申請について

※取り扱い：事務担当

1. 目的

学割証は、学生、生徒個人の自由な権利として使用することを前提としたものではなく、修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的とした制度です。原則として、次の目的をもって旅行をする場合に限り発行されます。

- (1) 休暇、所用による帰省
- (2) 実験実習並びに通信による教育を行う学校の面接授業及び実験などの正課の教育活動
- (3) 学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動
- (4) 就職又は進学のための受験等
- (5) 学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
- (6) 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
- (7) 保護者の旅行への随行

※但し、JRを片道100km以上利用する場合

2. 交付上の注意

- ・ 下記の学割証交付願に記入し、発行の1週間前までに学校へ提出してください。(様式は学校にもあります)
- ・ 往復乗車券を購入する場合は、1枚に○をしてください。

3. 使用上の注意

- ・ JRを片道100km以上利用する場合に、全区間乗車券が2割引になります。
- ・ 身分証明書を携帯すること。
- ・ 一度発行した学割証は再発行しません。紛失しないようにしてください。
- ・ 発行日から3ヶ月間有効（卒業生は3/31まで）。

〈様式〉

学割証交付願			
長浜市立 中学校長様		令和 年 月 日	
保護者氏名			印
第 学年	組	身分証明書番号 第	号
氏名		()才	
旅行目的			
旅行期間	月 日 ~ 月 日 (日間)		
乗車船区間	駅から 駅まで(経由)		
必要枚数を○で囲んでください。			1枚 2枚
※保護者が、記入・押印してください。			
処 理	担当承認	発行番号 No.	No.
		発行月日	年 月 日

3 保護者あて文書

欠席・遅刻・早退の連絡方法の変更について

秋冷の候、皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。また、日頃より本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本校では、下記のとおり、児童の欠席・遅刻の連絡方法を変更させていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 連絡方法の変更

【現在】 連絡帳または電話で連絡

【今後】 「Microsoft Forms」のサービスを利用した、**欠席・遅刻連絡フォームで連絡**

※ご家庭のPC、スマートフォン、携帯電話から、以下のURLまたはQRコードにアクセスし、必要事項を「余呉小中遅刻・早退・欠席連絡システム」に入力、送信してください。

※引き続き、登校班のリーダー、余呉バスへの連絡は忘れずに行ってください。

◎運用開始日：令和6年4月1日（月）

◎URL <https://forms.office.com/r/MXuEKefQVi>

◎QRコード（右記）



2 連絡帳について

欠席、遅刻、早退に関わるもの以外の連絡のため、継続して使用します。

3 備考

- (1) 「余呉小中遅刻・早退・欠席連絡システム」をいただきましても、電話等で諸々の連絡をとらせていただくこともあります。ご了承ください。
- (2) 上記 URL および QR コードは、本校のホームページにも掲載しております。ホームページからもアクセスすることができます。
- (3) PC やスマートフォン等から欠席・遅刻メール等を送信できない場合には、午前7時30分以降に電話にてご連絡ください。
- (4) PC やスマートフォン等から欠席・遅刻の連絡を送信することで、保護者様のメールアドレス等の情報が漏洩することはありません。
- (5) 連絡の際は、午前8時00分までに入力・送信いただきますようお願いいたします。
当日午前8時00分以降は、システムに入力の上、直接学校まで電話連絡をしてください。

欠席・遅刻連絡フォームの使い方

① 基本情報の入力

余呉小中遅刻・早退・欠席連絡

余呉小中遅刻・早退・欠席連絡システムです。
欠席等される場合は、朝8時までに入力をお願いします。
「さよっだい」の場合はそれぞれ入力をお願いします。
また、状況によっては学校から連絡を取らせていただく場合があります。
8時以降は、入力されたうえ、学校までお電話をお願いします。(0749-86-2300)

* 必須

1. 遅刻・早退・欠席をする日*

日付を入力してください(yyyy/MM/dd)

2. 学年生氏名*

回答を入力してください

3. 連絡者のお名前*

回答を入力してください

4. 連絡先電話番号*

回答を入力してください

5. 学年*

1年
 2年
 3年
 4年
 5年
 6年
 7年
 8年
 9年

6. 欠席・遅刻・早退の種類*

欠席
 遅刻
 早退

②-1
欠席の場合

②-2
遅刻・早退の場合

②-1 欠席の場合

7. 質問*

発熱 (下記に体温を)
 頭痛
 かせ症状
 げり・腰痛
 嘔吐
 家族等のかせ症状等による
 新型コロナウイルス感染症
 新型コロナウイルス濃厚接触者
 けが (下記に理由を)
 通院 (下記に理由を)
 その他 (下記に理由を)
 都合欠席 (下記に理由を)
 急引き (下記にご関係を)

8. 発熱等の場合は体温をご記入ください。*

回答を入力してください

9. けが・通院・その他・都合欠席の理由、急引きの場合は関係をお書きください。*

回答を入力してください

10. 受診された場合は、医師の診断名をご記入ください。*

回答を入力してください

②-2 遅刻・早退の場合

7. 何時ごろ登校・早退されますか?

回答を入力してください

8. 理由をお書きください。

回答を入力してください

③ 送信します。

9. ご連絡ありがとうございました。
当日の午前8時以降に送信された場合は学校までお電話をお願いします。 電話 86-2300

送信



<https://forms.office.com/r/MXuEKefQVi>

お願い

- ・スマートフォン、タブレット、PCからでも送信することができます。
- ・ブックマークに登録しておくとう便利です。登録の仕方は、それぞれの端末の説明書等でご確認ください。
- ・内容等変更する場合がありますので、ご了承ください。
- ・当日の午前8時以降に送信された場合は学校までお電話をお願いします。 電話 86-2300

保護者の皆様

長浜市立余呉小中学校
校長 中北 隆尚

携帯電話等の学校への持ち込み禁止について（お願い）

初春の候、保護者の皆様には、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、本校教育活動に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、携帯電話については、文部科学省より『学校における教育活動に必要な物であることから、小・中学校においては学校への携帯電話の持ち込みを原則禁止すべきである』との通達が出されています。

また滋賀県教育委員会でも、以前より『学校への持ち込みを禁止する』という通達が出されています。

携帯電話は身近な情報を得る機器として、また、家族や友だちとの連絡が取りやすい機器として利便性があります。しかし、近年携帯電話の情報サービス等が原因で様々なケースの問題が発生したり、「出会い系サイト」が発端となる凶悪事件や性犯罪の被害者となる事件が起こるなど、憂慮すべき状況にあります。

本校においても、SNSを介したいじめ事案やトラブル、携帯電話のブログ・掲示板等への書き込み、深夜での利用による生活習慣の乱れなどが心配されるところです。

このような現状を踏まえ、また携帯電話等は学校の学習活動には不要であるという理由から、今年度も昨年度と同様『携帯電話の持ち込みを禁止する。』という方針で臨みます。

保護者の皆様にもこの趣旨をご理解いただき、ご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

併せて、ご家庭でお子様に携帯電話を所持させる場合には、その使用方法など、十分にお話し合いいただき、ルールを決め、定期的にチェックして頂くなどのご指導もよろしくお願いいたします。

なお、どうしても学校に携帯電話を持たせなくてはならない事情がおありの場合は、早めに担任までご相談ください。

令和5年4月10日

保護者の皆様

長浜市教育委員会
教育長 織田恭淳
長浜市立余呉小中学校
校長 中北隆尚

学校における来校、電話対応について
～教職員の働き方改革の推進に向けて（ご協力とお願い）～

日頃は本市の教育活動に対し、格別のご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、本市におきましては、教職員が健康で生き生きと働くことができ、子ども一人ひとりと向き合う時間を確保するために、「学校における働き方改革」の取組を進めているところであります。

とりわけ、長時間にわたる超過勤務の常態化は喫緊の課題と捉えており、業務の精選や見直しを行い、効率のよい業務環境を整備しているところです。

その取組の一環として、学校における来校、電話の対応につきまして、下記の内容とさせていただきます。保護者の皆様方のご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1. 勤務時間について

職員の勤務時間

余呉小中学校

午前8時10分から午後4時40分まで

2. 勤務時間外の来校、電話の対応について

一般的な対応時間

午前7時30分から午後6時30分までの時間でご協力願います。

※緊急時は、この限りではありません。

※職員の勤務時間の都合により、対応できない場合もあります。

4 こんな時Q&A

1. 教科書を無くしたとき

教科書は無償配布ですが、転入・編入学や学年のはじめにお渡しする以外は有償となります。教科書取扱業者が決まっておりますので、一般の書店にはありません。注文すると購入できますので、まずは学校にお知らせください。取り寄せに少し時間がかかる場合もあります。教科書の価格は文部科学大臣の認可した価格です。小学校国語の教科書の場合、だいたい1冊300円～400円です。

2. 義務教育は無償って聞きましたが・・・

義務教育（小学校・中学校）については、長浜市教育委員会が設置責任者となり学校の管理・運営を行っています。

日本国憲法でも「義務教育費は無償である」と定められていますが、この「無償」とは授業料をさします。教科書は別の法律で無償貸与されています。

また、学校の維持運営に関する費用や教職員の給与についても同様に法律や条例により国や地方自治体の負担で賄われています。

したがって、学習で使用する教材や教具、学校給食費、修学旅行やスキー教室等の校外学習については保護者負担となっています。学校では、適切な教材選定等を行い、効果が上がるように取り組んでいます。さらに、入札や見積合わせ等を行い、価格の適正化と保護者負担の軽減にも努めています。

3. 転校することになったのですがどうすればいいですか？

転校（引越）が決まったら、まず在籍している学校の担任の先生に、転校（引越）する旨の連絡を速やかにおこなってください。

《転学手続きの流れ》

◎各手続きには必ず印鑑をご持参ください。

◎各学校へ転出入手続きに行かれる時は、必ず事前に、訪問の期日や時間等の連絡を行ってください。

	時期	①市区町村役所で	②学校で
長浜市内の転学	転居前	長浜市役所市民課 (各支所・北部振興局)で 住民異動の手続き	在学中の学校で転学書類を受け取る。
	転居後		転居先の学校へ転学書類をそのまま渡す。
長浜市外への転出	転居前	長浜市役所市民課 (各支所・北部振興局)で 住民異動(転出)の手続き	在学中の学校で転学書類を受け取る。
	転居後	転居先の市区町村役所で 住民異動(転入)の手続き	転居先の学校へ転学書類をそのまま渡す。
長浜市への転入	転居後	長浜市役所市民課 (各支所・北部振興局)で 住民異動(転入)の手続き	在学中の学校からの転学書類をそのまま渡す。

《転入学にあたって》

(1) 転学書類の確認をしますので、学校から預かった書類をご持参ください。

(2) 担任または他の職員が説明します。

- 通学時刻及び日課表・通学経路等（登校班）・児童カード
- 学校徴収金等の集金について（集金の内容・集金の方法・口座振替用紙）
- 保健調査票

（3）登校までに次のものを準備してください。

- 制服（P25参照）
- 上履き（今まで使っていたものでいいです。次回買い換えられるときに指定のものを購入してください。）
- 運動着（夏用冬用）前校のものをご利用いただいてもかまいません。
（次回買い換えられるときに指定のものを購入してください。）
- 赤白帽子・給食用エプロン・三角巾・マスク

（4）その他

- 名札は学校で用意します。（420円程度）
- 配慮してほしいことや食べ物に関するアレルギーについて

《その他の転学について》

外国への転出及び帰国等についての手続きは、長浜市教育委員会教育指導課
（Tel 0749-65-8605）へお問い合わせください。